

PL 情報 Update Vol.32

by Tokio Marine & Nichido



TOKIO MARINE
NICHIDO



CONTENTS

- 2013 年米国 PL 訴訟高額評決事例
- 仲裁条項による米国クラスアクションの排除に関する最近の判決
- 製品を業務使用した場合のイタリア製造物責任訴訟
- 世界の大気汚染問題
- 食品表示の見直しに向けた動き
- 施設の老朽化問題に対する国の対応と、今後の事業者の取組みについて

2014.7

東京海上日動火災保険株式会社
企業商品業務部

TOKIO
MARINE
GROUP

目次

1. 2013 年米国 PL 訴訟高額評決事例	3
1-1. 高額評決事例の傾向.....	3
1-2. 訴訟事例.....	5
1-3. おわりに.....	8
2. 仲裁条項による米国クラスアクションの排除に関する最近の判決	11
2-1. 仲裁条項によるクラスアクションの回避.....	11
2-2. 米国法における仲裁条項の取扱いに関する背景.....	11
2-3. 仲裁条項によるクラスアクションの排除に関する最近の判決	12
2-4. まとめ.....	14
3. 製品を業務使用した場合のイタリア製造物責任訴訟	15
3-1. 訴訟の概要	15
3-2. 本訴訟の争点.....	15
3-3. 最高裁の判断.....	16
3-4. おわりに.....	16
4. 世界の大気汚染問題.....	18
4-1. 中国の大気汚染.....	18
4-2. フランスの大気汚染.....	20
4-3. インドの大気汚染	21
4-4. おわりに.....	21
5. 食品表示の見直しに向けた動き.....	23
5-1. 食品表示に関する法令等	23
5-2. メニュー表示問題発覚後の消費者庁の対策	24
5-3. その他の食品表示に係る規制の動向	28
5-4. おわりに.....	30
6. 施設の老朽化問題に対する国の対応と、今後の事業者の取組みについて	31
6-1. インフラ長寿命化基本計画.....	31
6-2. 道路の老朽化対策の本格実施に関する提言	32
6-3. 国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）	34
6-4. 今後の事業者の取組事項例.....	36
6-5. まとめ.....	36

Copyright (C) 2014 Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co., Ltd. All rights reserved.
 本資料の見出し、記事及び図の無断転載を禁じます。

1. 2013 年米国 PL 訴訟高額評決事例

米国 ALM 社¹は、毎年、米国における高額評決²事例を「VerdictSearch Top 100 Verdicts」としてまとめています。本稿では、2013 年の高額評決事例のうち製造物責任訴訟（以下、PL 訴訟）にスポットをあて、評決額等の傾向および具体的な事例の概要について紹介します（本稿は、米国 ALM 社からの許諾を得て作成したものです）。

1-1. 高額評決事例の傾向

2013 年の高額評決事例 TOP100 のうち、PL 訴訟件数は、18 件でした（別紙参照）。PL 訴訟件数が 9 件だった 2012 年に比べ、倍増しています。過去 8 年間の TOP100 に占める PL 訴訟件数の推移を示したものが、図 1-1 です。

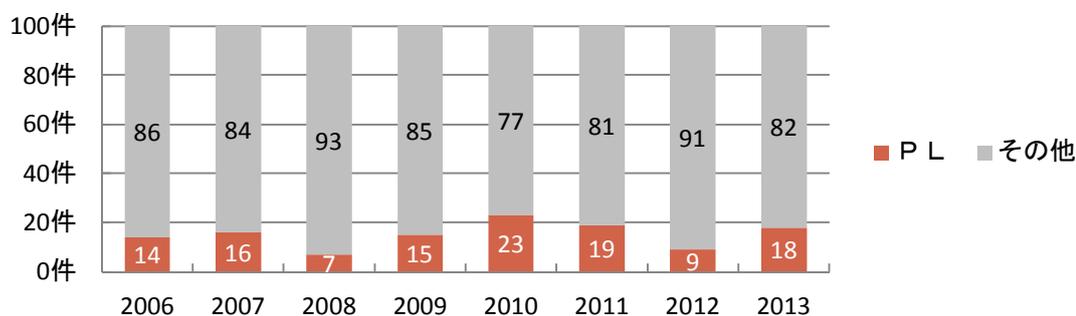


図 1-1 TOP100 に占める PL 訴訟件数の推移

図 1-2 は、過去 8 年間に TOP100 入りした PL 訴訟事例を、製品群別に示したものです。2013 年の TOP100 にランクインした 18 件の PL 訴訟事例を製品群別にみると、たばこ（3 件）、アスベスト（7 件）、自動車（3 件）、医薬品（1 件）、その他（4 件）となっています。

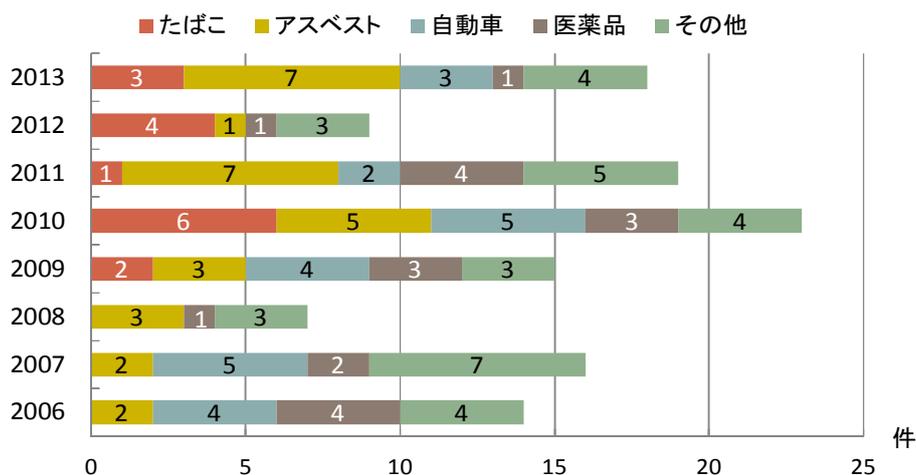


図 1-2 TOP100 に占める PL 訴訟製品群別件数の推移

¹ 米国の評決・和解事例のオンラインデータベース Verdict Search の運営や書籍の出版事業を行っている。

² 一般国民から選ばれた陪審員が裁判において下す正式の決定。一方、判決（Judgment）は評決をもとに裁判所が下す最終判断。

図 1-3 は、過去 8 年に TOP100 入りした PL 訴訟の評決額別件数と、PL 訴訟のうち評決額上位 5 件の平均評決額の推移を示しています。

2013 年は、800 百万ドル（800 億円³）を超える巨額評決（別紙 No.4 参照）が 1 件存在したために、上位 5 件の平均評決額も突出して高くなっています。2013 年の評決額 100 百万ドル以上の PL 事例の件数は 2 件でした。

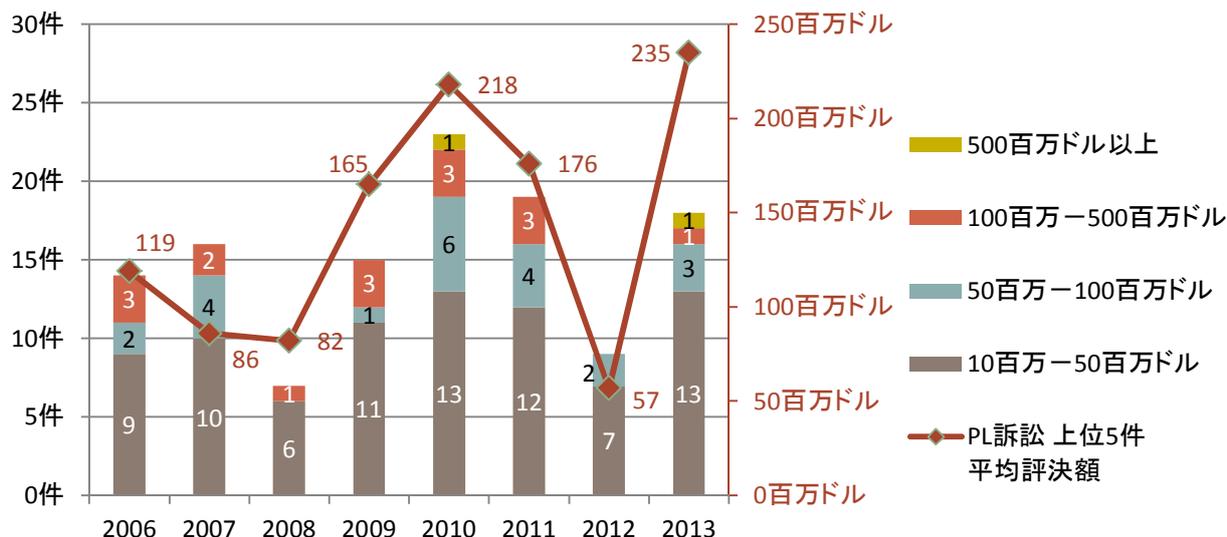


図 1-3 TOP100 に占める PL 訴訟評決額別件数（左軸）と PL 訴訟上位 5 件の平均評決額の推移（右軸）

次項では、TOP100 入りした PL 訴訟のうち、3 つの訴訟（医薬品訴訟（27 位）、自動車訴訟（33 位）、電気オイルヒーター訴訟（92 位））を紹介します。

³ 1 ドル 100 円で換算。以下同じ。

1-2. 訴訟事例

■ 医薬品訴訟 (Reckis v. McNeil-PPC Inc, Johnson & Johnson) [TOP100 中 27 位]

訴訟の概要	2003 年 11 月 28 日、発熱した女兒に対し、両親が市販の小児用イブプロフェン系解熱鎮痛薬 Motrin を服用させたところ、首や腹部に発疹がみられた。翌日、Motrin の服用を続けても熱は下がらず、口が痛いと言ったため両親が病院で受診させたところ、はしかと診断され、Motrin の服用を続けるよう医師に指示された。その翌日、さらに症状が悪化し、再度受診したところ、別の病院に救急搬送され、そこで Motrin の服用に伴う重度の副作用である中毒性表皮剥離症 ⁴ と診断された。女兒は 6 か月間にわたる入院が必要となり、脳障害・視力低下・肺活量が低下する等の被害を受けた。 女兒の両親は、製薬会社の McNeil-PPC Inc. とその親会社の Johnson & Johnson に対し、Motrin の副作用に関する警告が不十分だったとして、損害賠償を請求した。								
裁判所	マサチューセッツ州プリマス郡上位裁判所								
原告	Linda Reckis、Richard Reckis (被害者の両親・40 歳/40 歳)、Samantha Reckis (被害者・7 歳)								
被告	McNeil-PPC Inc.、Johnson & Johnson								
原告の主張	<ul style="list-style-type: none"> 被告は、Motrin の副作用として中毒性表皮剥離症が発現する危険性を、消費者に十分に警告していなかった。 薬剤のラベルに、副作用に関する十分な警告があれば、もっと早い段階で両親や医療関係者が薬剤の副作用であることに気づき、服用を中止する判断ができていた。 								
被告の主張	<ul style="list-style-type: none"> イブプロフェン製剤を子供向け・大人向けに市販することは、FDA (米国食品医薬品局) の承認を受けており、Motrin の開発、製造、販売に関して被告に過失はない。 								
評決年月日	2013 年 2 月 13 日								
評決結果	指示・警告上の欠陥を認めて、被告に損害賠償を命じた。								
評決額	\$63,000,000								
評決額内訳	<table border="0"> <tr> <td>補償的損害賠償額</td> <td>\$63,000,000</td> </tr> <tr> <td>〔 Samantha Reckis</td> <td>\$50,000,000 〕</td> </tr> <tr> <td>〔 Linda Reckis</td> <td>\$6,500,000 〕</td> </tr> <tr> <td>〔 Richard Reckis</td> <td>\$6,500,000 〕</td> </tr> </table>	補償的損害賠償額	\$63,000,000	〔 Samantha Reckis	\$50,000,000 〕	〔 Linda Reckis	\$6,500,000 〕	〔 Richard Reckis	\$6,500,000 〕
補償的損害賠償額	\$63,000,000								
〔 Samantha Reckis	\$50,000,000 〕								
〔 Linda Reckis	\$6,500,000 〕								
〔 Richard Reckis	\$6,500,000 〕								

被害を受けた女兒は、およそ半年間に及ぶ入院中、40 回もの手術を受けましたが、ほとんどの視力と肺活量の 80 パーセントを失い、また記憶力や学習能力にも障害を負いました。

本訴訟は、薬剤の服用に伴って重篤な副作用が発現したことを欠陥とするのではなく、薬剤の警告が不十分であったこと (指示・警告上の欠陥) について争われました。2005 年、FDA は、有効成分としてイブプロフェン、ナプロキセン、ケトプロフェンを含む Motrin 等の市販薬 11 種類の製造元に対し、警告表示を修正するよう要請しました⁵。これを受け、小児用 Motrin には、のどの

⁴ 薬疹の中では最も重症であり、死亡率 20~30%と考えられている。皮膚、特に眼、口唇などの粘膜に発疹、水泡やびらんなどが生じ、こするとはがれる。瘢痕、皮膚の変色、失明、内臓損傷などの合併症をきたすことがある。皮膚がはがれた面積が全身の 10 パーセント以下のものをスチーブンス・ジョンソン症候群、それ以上が中毒性表皮剥離症とされる (参考: 日本皮膚科学会ウェブサイト)。

⁵

<http://www.fda.gov/Drugs/DrugSafety/PostmarketDrugSafetyInformationforPatientsandProviders/ucm150314.htm>

痛み等の中毒性表皮剥離症の初期症状があらわれた場合には、ただちに服用を中止し、医師の診断を受けるよう指示が加えられています。

■ 自動車訴訟 (Robinson v. Ford Motor Company) [TOP100 中 32 位]

訴訟の概要	2002年6月23日、家族3名を乗せたSUV車が、雨上がりの高速道路を走行中にハイドロプレーニング現象 ⁶ によってスリップし、ガードレールに激突した。後部座席に5か月の息子とともに乗っていた女性は、リアウィンドウを突き破って車外に放り出され、頭部、足への外傷のほか、脳、神経に重傷を負った。後遺症により、女性は教師として復職することができなくなった。運転していた夫と息子は無事だった。						
裁判所	フロリダ州ヒルズボロ郡第13巡回裁判所						
原告	Todd Robinson(被害者の夫・28歳)、Eileen Robinson(被害者女性・28歳)						
被告	Ford Motor Co.						
原告の主張	<ul style="list-style-type: none"> シートベルトを装着していたにもかかわらず、女性が車外に放り出されて重傷を負ったのは、被告が製造したSUV車ならびにそのシートベルトおよび後部座席の背もたれに欠陥があったためである。 事故車両のシートベルトには、設計・製造上の欠陥があり、はずれやすい構造だった。 後部座席の背もたれが、車両にしっかりと固定されていなかった。 SUV車は、重心が前方に偏っており、不安定になりやすい構造だった。 						
被告の主張	<ul style="list-style-type: none"> SUV車は、車両そのものにも、部品にも欠陥はない。 事故の原因は、運転者のミスによるものである。 事故当時、女性はシートベルトを装着していなかった。 						
評決年月日	2013年1月12日						
評決結果	原告の主張を全面的に認め、被告に損害賠償を命じた。						
評決額	\$53,000,000						
評決額内訳	<table border="0"> <tr> <td>補償的損害賠償額</td> <td>\$53,000,000</td> </tr> <tr> <td>〔 Eileen Robinson</td> <td>\$50,000,000</td> </tr> <tr> <td>〔 Todd Robinson</td> <td>\$3,000,000</td> </tr> </table>	補償的損害賠償額	\$53,000,000	〔 Eileen Robinson	\$50,000,000	〔 Todd Robinson	\$3,000,000
補償的損害賠償額	\$53,000,000						
〔 Eileen Robinson	\$50,000,000						
〔 Todd Robinson	\$3,000,000						

本訴訟の争点の一つである、事故当時に被害女性がシートベルトを装着していたかどうかについては、最後まで明らかにはなりません。被告は、本訴訟の結果を受け、再審の申立てを行っています。

⁶ 水が溜まった路面などの走行時に、車輪と路面の間に水膜が生じ、ハンドルやブレーキが利かなくなる現象。

■ 電気オイルヒーター訴訟 (Perkins v. Lakewood Engineering & Manufacturing Company)

[TOP100 中 92 位]

訴訟の概要	2009 年 1 月 17 日夜、友人を送り届けるため、住居としていたトレーラーハウスを 30 分ほど留守にしていた母親が帰宅したところ、4 人の子供たちが眠る部屋から煙が上がっているのを発見した。子供たちの部屋では、購入して間もない Lakewood 製の電気オイルヒーターを使用していた。 同居していた祖母とトレーラーハウスの所有者は、誰かがドアをたたく音で目覚めてバスルームから脱出し、煙を吸った程度で命に別状はなかったが、4 人の子供たちは全員死亡した。母親は、電気オイルヒーターの設計・製造・供給者を相手に、製造物責任に基づく損害賠償を請求した。										
裁判所	イリノイ州クック郡巡回裁判所										
原告	Latasha Perkins (女性・34 歳) とその子供 4 人 (男児・10 歳)、女兒 (8 歳/6 歳/6 歳)、Maxine Perkins (子供たちの祖母・77 歳)、Eddie Taylor (トレーラーハウスの所有者・77 歳)										
被告	Lakewood Engineering & Manufacturing (オイルヒーターの設計・製造・供給者)										
原告の主張	<ul style="list-style-type: none"> ・ オイルヒーターには、転倒した場合に電源が切れる安全装置が装備されているはずであったが、実際は転倒しても電源が切れず、オーバーヒートしてオイルに引火し、周辺の毛布に燃え広がった。これは設計上の欠陥である。 ・ オイルヒーターの設計・製造・供給者は、設計の欠陥を知らずながら是正措置を実施していなかった。 										
被告の主張	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原告は、オイルヒーターが火元であると証明できていない。 ・ 火災現場から発見されたオイルヒーターの損傷から判断すると、オイルヒーターは転倒しておらず、直立状態であった。 ・ 子供部屋には火元となりえる物 (ライター、プラグ、テレビ、DVD プレーヤー等) が置かれており、それらから火災が発生した可能性がある。 ・ 原告には、子供部屋にオイルヒーターを置いていたという点、また煙探知器を作動させていなかった点について過失がある。 ・ 原告は、オイルヒーターの脚を取り外していた。万が一、オイルヒーターが転倒していたとしても、それは原告が脚を取り外したことに原因がある。 										
評決年月日	2013 年 10 月 10 日										
評決結果	Latasha Perkins に 25 パーセント、被告に 75% の責任が認められた。										
評決額	\$21,880,620 (Latasha Perkins の寄与過失により、実際の賠償額は \$16,880,620 に減額)										
評決額内訳	<table border="0"> <tr> <td>補償的損害賠償額</td> <td>\$21,880,620</td> </tr> <tr> <td>Latasha Perkins</td> <td>\$10,000,000</td> </tr> <tr> <td>死亡した 4 人の子供</td> <td>\$10,000,000</td> </tr> <tr> <td>Eddie Taylor</td> <td>\$1,130,620</td> </tr> <tr> <td>Maxine Perkins</td> <td>\$750,000</td> </tr> </table>	補償的損害賠償額	\$21,880,620	Latasha Perkins	\$10,000,000	死亡した 4 人の子供	\$10,000,000	Eddie Taylor	\$1,130,620	Maxine Perkins	\$750,000
補償的損害賠償額	\$21,880,620										
Latasha Perkins	\$10,000,000										
死亡した 4 人の子供	\$10,000,000										
Eddie Taylor	\$1,130,620										
Maxine Perkins	\$750,000										

本訴訟では、全体として原告側の主張が認められたものの、オイルヒーターの脚を外した原告にも過失があったと判断されました。

1-3. おわりに

2013 年は、PL 訴訟で高額評決が相次ぎました。製品種別では、アスベスト関連訴訟が目立っています。アスベスト関連疾病は、アスベストに被ばくしてから 30 年から 40 年後に発症するといわれています。日本では、1980 年代までアスベストが使用されていたことを考えると、これから患者が増加し、同時に訴訟件数も増加することが見込まれています。

1-2. で自動車事故に関する訴訟をご紹介しましたが、原告の主張内容からすると、被告に全面的な責任が認められたことには驚きを禁じ得ません。被告による再審の申立てが認められるか、そしてこの訴訟が今後の自動車 PL 訴訟にどのように影響するか、注目されます。

別紙 PL 訴訟一覧 (2013 年高額評決事例 TOP100 にランクインした 18 件)

順位	被告	訴訟地	評決額	訴訟概要
4	ExxonMobil、他 22 社	ニューハンプシャー州	\$816,768,018 (約 817 億円)	発がん性物質を含有するガソリンを販売し、地下水を汚染したとして、州が 23 の石油会社・化学メーカー・ガソリン精製業者を訴えた。
9	A.O. Smith Water Products, Co、他 11 社	ニューヨーク州	\$190,000,000 (約 190 億円)	ボイラー・絶縁材に使用されていたアスベストに被爆し、中皮腫や肺がんを発症したとして、男性 5 名が製造者を訴えた。
27	McNeil-PPC Inc.、Johnson & Johnson	マサチューセッツ州	\$63,000,000 (約 63 億円)	小児用の解熱鎮痛市販薬による副作用で、脳障害・視力低下・肺活量の低下等の被害を受けた 7 歳児と両親が、製薬会社を訴えた。
32	Ford Motor Co.	フロリダ州	\$53,000,000 (約 53 億円)	スリッパガードレールに激突した自動車の後部座席から、女性が放り出されて重傷を負った。被害者と家族は、自動車とシートベルトに欠陥があったと主張した。
33	Dorel Juvenile Group Inc.	ミシシッピ州	\$52,080,450 (約 52 億円)	4 歳の女兒を乗せた軽自動車に、対向車が衝突。女兒は脊椎を負傷し下半身不随となった。母親は補助椅子の位置を調整するベルトに欠陥があったと主張した。
40	Autoliv, Foster Motors, Johnson Controls 等 10 社	バーモント州	\$43,119,167 (約 43 億円)	赤信号で停車中の自動車に後続車が追突し、追突された女性が四肢まひを負った。女性は、座席とシートベルトに欠陥があったとして、製造者、供給者等を訴えた。
44	R.J. Reynolds Tobacco Co.	フロリダ州	\$40,500,000 (約 41 億円)	63 歳の男性が、肺がんにより死亡。遺族は、男性が肺がんを発症したのは、50 年近くにわたる喫煙習慣によるものとして、タバコ製造会社を訴えた。
48	自動車部品の製造者 (計 35 社)	カリフォルニア州	\$38,951,367 (約 39 億円)	30 年間、自動車工場で勤務していた 79 歳の男性が中皮腫を発症して死亡。遺族は、業務中に被爆したアスベストが原因であるとして、自動車部品製造者を訴えた。
52	Crane Co.、Flowserve Corp、BW/IP International	サウスカロライナ州	\$38,000,000 (約 38 億円)	41 年間にわたり、アスベストを含有する製品を業務で扱っていた 73 歳の男性が、精巣中皮腫と診断された。遺族は、アスベスト製品の製造者を訴えた。
53	R.J. Reynolds Tobacco Co.等	フロリダ州	\$37,851,741 (約 38 億円)	20 年以上の喫煙習慣があった 36 歳の女性が肺がんを発症して死亡。女性の夫は、複数のタバコ製造会社を訴えた。
57	Crane Co.、A.O Smith Water Products Co.	ニューヨーク州	\$35,000,000 (約 35 億円)	63 歳の男性が、アスベストの被爆により中皮腫を発症し死亡。遺族は、絶縁材として用いられたアスベスト含有製品の製造者、販売者を訴えた。
72	Kelsey-Hayes Co.	オハイオ州	\$27,515,000 (約 28 億円)	幼少期の約 12 年間、ブレーキ会社に勤務する父親の衣服に付着していたアスベストに被爆した男性が、40 歳で中皮腫を発症。男性はブレーキ製造会社を訴えた。
74	Owens-Illinois Inc.等	カリフォルニア州	\$27,342,500 (約 27 億円)	夫の衣類に付着したアスベストに被爆したことにより、中皮腫を発症したとして、80 代の女性がアスベストの採掘、製造、供給者等の複数の企業を訴えた。

PL 情報 Update

78	アスベスト製品関連会社	カリフォルニア州	\$26,630,388 (約 27 億円)	業務でアスベスト製品を扱っていた 61 歳の男性が悪性胸膜中皮腫を発症。男性は、アスベスト製品の製造者・供給者・販売者を訴えた。
79	Avco Corp.他 6 社	ワシントン州	\$26,183,000 (約 26 億円)	エンジンに発生した不具合により飛行機が墜落して 3 名が死亡。遺族は、エンジンの欠陥を知らずに対処しなかったとして、製造者、部品製造者等を訴えた。
80	Liggett Group, LLC 他タバコ製造者 4 社	フロリダ州	\$26,000,000 (約 26 億円)	50 年以上に渡ってニコチン中毒であった 63 歳の女性が、肺癌により死亡。遺族は、タバコにより肺癌を発症し死に至ったとして、タバコ製造者を訴えた。
92	Lakewood Engineering & Manufacturing Co.	イリノイ州	\$21,880,620 (約 22 億円)	転倒した電気オイルヒーターから火災が発生し、4 人の子供が死亡。母親等は、オイルヒーターの設計・製造・供給者を訴えた。
95	Polaris Industries Inc.	カリフォルニア州	\$21,726,231 (約 22 億円)	3 名が乗った水上バイクがモーターボートに衝突し、1 名が重傷、2 名が軽傷を負った。被害者は、水上バイクの操作性に問題があったとして、製造者を訴えた。

2. 仲裁条項による米国クラスアクションの排除に関する最近の判決

クラスアクション⁷（集団代表訴訟）は、米国で事業を展開する企業にとって最も大きなリスクの一つです。このリスクの低減策の一つとして、消費者との契約（売買契約書、保証書、約款、規約等）に定める仲裁条項⁸（arbitration agreement）により、クラスアクションを回避する試みがあります。

これまでは、こうした仲裁条項を認めない判決も多くありましたが、最近、3つの連邦地方裁判所（以下、連邦地裁）において、仲裁条項に基づく製造業者の仲裁強制の申立てが認められました。これは、米国において、裁判ではなく仲裁による紛争解決を望む製造業者にとって朗報といえます。

本稿では、米国における仲裁条項をめぐる背景と、最近の判例について紹介します。

2-1. 仲裁条項によるクラスアクションの回避

米国クラスアクションでは、原告の数が膨大となり、巨額な賠償金が科されるケースも多く見られます。かつて、日本の電機メーカーがクラスアクションを提起された結果、計 1,100 億円に上る和解に至ったケースや、たばこメーカー大手 5 社に総額 1,450 億ドル⁹の賠償金支払いを命じる評決が下されたケースもあります。

このため、企業によっては、紛争をクラスアクションではなく個々の仲裁で解決すべく、消費者との契約において、クラスアクション放棄条項を含む仲裁条項を定めています。クラスアクション放棄条項を含む仲裁条項は、通常、消費者・企業間の紛争のすべてを仲裁により解決することに同意する旨、および両者が陪審裁判の権利またはクラスアクションへの参加権利を放棄することに同意する旨を規定しています。

近年の AT&T Mobility v Concepcion 事件¹⁰や American Express Co. v Italian Colors Restaurant 事件¹¹での連邦最高裁判所（以下、連邦最高裁）の判決により、仲裁合意を支持する国策の色が強まった一方で、州の契約法の下、仲裁合意が認められないケースも依然見られていました。

2-2. 米国法における仲裁条項の取扱いに関する背景

米国法における仲裁は、主に連邦仲裁法（Federal Arbitration Act; 以下、FAA）によって規定されています。連邦最高裁は、「FAA は仲裁合意を支持する国策を法制化したもの」と評しています。

FAA は、仲裁条項の強制性について定める一方で、仲裁可能な事項の範囲については議論の余地

⁷ 米国での民事訴訟の一種で、集団訴訟手続きのこと。個々の利益帰属主体が個々に訴訟手続きをしなくても、その代表者による訴訟を提起し、消費者の権利を一括して行使する権限が認められている。

⁸ 将来生じうる紛争を仲裁で解決することに合意する旨を規定した契約条項。

⁹ 当時のレートで約 15 兆 7000 億円。

¹⁰ [563 U.S. 321 \(2011\)](#); 広告で携帯電話無料をうたいながら消費税 30.22 ドルを課したことに對し、原告が AT&T 社の虚偽広告と詐欺を理由にクラスアクションを提起した事件。連邦地裁および控訴審では AT&T 社の仲裁条項は無効とされたが、連邦最高裁にて原判決が破棄され、仲裁条項は有効で執行可能とされた。

¹¹ [133 S. Ct. 2304 \(2013\)](#); American Express 社がクレジットカード市場での独占力を行使し、法外な料金を課しているのは米国シェーマン法違反であるとして、原告の商店団が同社に対しクラスアクションを提起した事件。連邦最高裁は高裁判決を覆し、クラスアクション放棄条項を含む仲裁条項の有効性を認めた。

があります。FAA 第 2 条は、「契約一般の撤回に関わるコモン・ローまたはエクイティ上の法理¹²がある場合」を除き、商事契約における書面の仲裁条項は有効、撤回不能、かつ強制可能であると定めています。この除外規定が、「非良心性 (unconscionability)」の法理等に基づく仲裁条項の無効の主張を可能にしています。米国ではこのような法理に基づく契約ルールが、連邦法ではなく州の契約法において規定されています。

非良心性に関わるルールの詳細や適用は州により異なりますが、基本的な考え方は概ね似通っています。すなわち、契約は以下の場合、非良心的であり無効とされます。

- ▶ 一方当事者に実質的な選択権がない場合
- ▶ 一方当事者に不当に有利な条項がある場合

前者が契約手続きに関して、後者が契約内容に関しての非良心性を意味しています。契約手続きの非良心性とは、たとえば商品売買における交渉力の不均衡や、目立たない文字、附合契約¹³等をいいます。一方、契約内容の面での非良心性は、製造業者に不当に有利な契約条項（例えば免責条項等）等があげられます。裁判において仲裁条項の非良心性が争点となる場合は、以下の要素等が考慮されます。

- ▶ 仲裁条項の内容が、消費者の合理的予測の範囲内かどうか
- ▶ 仲裁機関、仲裁地や仲裁規則が、消費者の費用負担増を強いるものでないか
- ▶ クラスアクションの放棄条項が含まれているか

原告たる消費者は、これまで非良心性を根拠に、消費者契約に含まれる仲裁条項が無効であるとの申立てに成功してきました。例えば 2012 年の Lima v Gateway, Inc 事件¹⁴（以下、Lima 事件）では、連邦地裁はカリフォルニア州法を適用し、PC モニターの製品保証に含まれる仲裁条項には強制力がないとしました。判決において裁判所は、仲裁条項は以下の理由により手続的に非良心的であるとしています。

- ▶ 原告は保証の条件について交渉する能力を持たなかった。
- ▶ 原告はモニターを購入するまで保証書を受け取っていなかった。
- ▶ 原告はモニターを受け取る前に仲裁条項について知らされていなかった。
- ▶ 原告が仲裁合意を解除するには 15 日以内にモニターを返品しなければならなかった。

裁判所はまた、仲裁条項が保証を超えたあらゆる紛争を対象としており、また代替仲裁機関を選んだ場合に消費者が負担する費用が不透明であることから、仲裁条項は内容の面でも非良心的であるとししました。

2-3. 仲裁条項によるクラスアクションの排除に関する最近の判決

こうした中、最近、3つの連邦地裁での暫定的¹⁵クラスアクションにおいて、消費者への仲裁条項の強制を認める判決が下されました。Lima 事件とは反対の判決内容となるこの3つの判決について紹介します。

¹² たとえば、「非良心性」の法理や「不実表示」の法理、「不当威圧」の法理等が判例上認められている。日本でも、「信義則違反」や「公序良俗違反」、「不実告知」等が法律で定められている。

¹³ 契約当事者の一方によってあらかじめ約款が定められ、他方はそれ以外に契約内容を選択する自由をもたない契約。

¹⁴ 886 F. Supp. 2d 1170 (C.D. Cal. 2012)

¹⁵ 米国では、裁判所から承認されて正式なクラスアクションとなるまで、暫定的な (putative) クラスアクションとして手続きが進められる。

■ Khan v Dell Inc 事件¹⁶（以下、Khan 事件）

事案の概要	<ul style="list-style-type: none"> 原告は被告の WEB サイトを通じノート PC を購入した。 購入時、被告は、規約に同意するボックスをクリックすることを求められ、この規約には仲裁条項およびクラスアクションの放棄が含まれていた。 PC のマザーボード故障のため、原告は複数回マザーボードを交換した。 原告は、詐欺、保証違反、不実表示、不当利益等を理由に、被告に対し暫定的クラスアクションを提起した。
被告の主張	<ul style="list-style-type: none"> 被告は、仲裁条項は拘束力のあるものだとし、仲裁強行の申立てを行った。
原告の主張	<ul style="list-style-type: none"> 原告は、度重なるマザーボードの故障は、ノート PC の設計上の欠陥によるオーバーヒートによるものと主張した。 原告は、仲裁条項は、テキサス州を仲裁地に指定しているため消費者に追加的費用（交通費等）を課すものであり、また機密保持条項および仲裁機関が製造業者側に有利であるため、内容面で非良心的であると主張した。 また、仲裁条項は附合契約であり、手続上も非良心的であると主張した。
判決結果	<ul style="list-style-type: none"> 裁判所は、内容面で非良心的であるという原告主張は事実の裏付けがないとした。 また、テキサス州法（契約上の準拠法）またはニュージャージー州法（原告の居住州）において、附合契約というだけで手続上非良心的とみなすには不十分であるとした。

■ Sheffer v Samsung Telecommunications America, LLC and Han v Samsung Telecommunications America, LLC 事件¹⁷（以下、Sheffer & Han 事件）

事案の概要	<ul style="list-style-type: none"> 原告は被告のスマートフォンを購入した。 広告では容量 16GB とされていたが、プリインストールされている OS がその半分近くの容量を使っており、ユーザーは表示容量の約半分しか使うことができなかった。 原告は、不実表示を理由に、被告に対し暫定的クラスアクションを提起し、すべての製品購入者への購入代金の返金等を求めた（なお本件では、2 件の訴訟が併合され合同で判決が下された。）。
被告の主張	<ul style="list-style-type: none"> 被告は、製品の保証書に含まれている仲裁条項に基づき、仲裁への移行を申し立てた。 被告は、製品購入後 30 日以内に自ら解除しなかったものであるから、原告は仲裁条項に同意していると主張した。
原告の主張	<ul style="list-style-type: none"> 原告は、保証書の仲裁条項は全く目立たず、また条件について交渉の余地もなかったことから、手続的に非良心的であると主張した。
判決結果	<ul style="list-style-type: none"> 裁判所は、原告は 30 日以内に、返品や違約金なしで仲裁合意の解除が可能であったこと、合意解除条項ははっきりと目立たせ記述されていたことから、仲裁条項は手続的に非良心的であったとはいえないとした。 仲裁条項は消費者が支払う仲裁費用を限定していること、テキサス州法はクラスアクション放棄条項を禁止していないことから、内容面でも非良心的でないとした。

¹⁶ Civil Action No. 09-3703 (D.N.J Feb. 1, 2014)

¹⁷ Case No. 2 x :13-cv-03466-GW-AJW, 2:13-cv-03823-GW-AJ (C.D. Cal Jan 30, 2014).

■ Carwile v Samsung Telecommunications America, LLC 事件¹⁸（以下、Carwile 事件）

事案の概要	<ul style="list-style-type: none"> 原告は被告のスマートフォンを購入した。 購入後 6 か月後頃から、製品がフリーズしたり、スタンバイモードにした際に電源が落ちる現象が起こりはじめた。 原告は、契約違反、明示の保証違反、黙示の保証違反および数々の連邦法・州法違反を理由に、被告に対し暫定的クラスアクションを提起した。
被告の主張	<ul style="list-style-type: none"> 被告は、上述の Sheffer & Han 事件と同様の製品保証書に基づき、仲裁への移行を申し立てた。
原告主張	<ul style="list-style-type: none"> 原告の主な主張は、仲裁条項にまったく同意していないというものだったが、一方で次のとおり非良心性の原則を持ち出していた。 原告は、電話を購入後に初めて仲裁条項を含む保証を受け取ったこと、合意の解除は大きなコストを課すものであったと主張した。
判決結果	<ul style="list-style-type: none"> 裁判所は、保証違反による訴訟を提起した時点で、原告は仲裁条項を含む保証の各条項に同意しているとみなせるとして、原告の主張を退けた。 また、合意解除は返品、違約金なしで可能であったことから、原告に大きなコストを課すものではなかったとした。

Sheffer & Han 事件および Carwile 事件は、単に仲裁条項の強制が認められた点だけでなく、仲裁条項の適用範囲の広さの点で注目すべきです。裁判所は、仲裁条項がたとえ製品保証の中にあっても、保証に関わる紛争のみならず、州の消費者保護関連法に基づく訴訟を含め、製品の販売、状態または性能を巡るあらゆる紛争に対して、仲裁条項の適用を認めたのです。

2-4. まとめ

紹介した最近の判決は、連邦地裁が、消費者用製品の保証書や規約に含まれる仲裁条項の強制をますます認めるようになってきたことを示唆しています。また、3つの訴訟のすべてにおいて、争点となった仲裁条項は、仲裁を通じ消費者に生じうる費用を限定しており、うち1つでは、違約金なしでの解除を認めるものでしたが、これは、米国の裁判所が、どのような種類の仲裁条項について強制を認めるかの例を示しています。

さらに、Lima 事件と最近の3つの事件との違いの一つは、Lima 事件では裁判所がカリフォルニア州法を適用したのに対し、Sheffer & Han 事件、Khan 事件ではテキサス州法またはニュージャージー州法を適用したという点ですが、これは、消費者用製品の契約における準拠法条項が引き続き重要であることを示しています。米国法における仲裁条項の強制は、州の契約法に拠るところが大きく、かつ非良心性に関わる法律は州により異なるため、いずれの州法を準拠法に選ぶかが、仲裁条項の強制が認められるかに影響してきます。

製品の保証書等における仲裁条項は、製造業者側に不当に有利な場合等には州の契約法により無効となりえますが、米国におけるクラスアクションリスクの低減に繋がる可能性があるため、米国において事業展開する企業にあっては、製品保証等の内容をあらためて見直してみるとよいでしょう。

¹⁸ Case No.: CV 12-05660-CJC (JPRx) (C.D. Cal. June 9, 2013).

3. 製品を業務使用した場合のイタリア製造物責任訴訟

イタリアでは、製品に欠陥があった場合の製造物責任は、消費者法で定められています。これまで、業務で使用された製品に欠陥があった場合に、消費者法が定める製造物責任が認められたことはほとんどありませんでした。

2013年5月、イタリア破毀（はき）院（最高裁判所）は、この慣例を破り、製品を業務で使用した場合でも、消費者法に基づく製造物責任を適用できると判断しました。本稿では、本訴訟における裁判所の判断について概要を説明します。

3-1. 訴訟の概要

本訴訟は、腹腔鏡手術用の剪刀（ハサミ）を使用して手術を行ったところ、手を負傷したとして、負傷した外科医が製造者に対して提起したものです。

負傷の程度や具体的な状況については明らかにされていませんが、外科医は、手を負傷したのは剪刀に欠陥があったためとして、消費者法が定める製造物責任に基づく損害賠償を求めました。

表 3-1 本訴訟の概要

原告	ベテランの男性外科医。腹腔鏡手術用の剪刀（ハサミ）を使用して手術したところ、手を負傷した。
被告	剪刀の製造者
訴額	非公開
原告主張	・ 原告が手を負傷したのは、被告が製造した剪刀に欠陥があったためである。
被告主張	・ 製品を業務で使用した場合には、消費者法に基づく製造物責任は適用されない。 ・ 原告は、剪刀に欠陥があったことを証明できていない。

3-2. 本訴訟の争点

本訴訟は、主として以下の2つの争点について争われました。

■ 争点1：業務使用を意図した製品に消費者法に基づく製造物責任を適用できるか

イタリアでは、EU製造物責任指令（85/374/EEC）に基づき、1988年から製造物責任法にあたる製造物責任大統領令が施行され、その後、2005年に消費者法に統合されています。

イタリアの消費者法に、「消費者法に基づいて製造物責任が課されるのは、製品が業務以外の目的で使用された場合に限る」という記述はありません。しかし、これまでは慣例として、業務使用を意図した製品に、消費者法に基づく製造物責任が認められたことはほとんどありませんでした。

この点について、原告は消費者法に「製品を業務で使用した場合には消費者法を適用できない」という記述がないことを理由に、製造物責任を適用できると主張しました。一方の被告は、慣例に基づき、製品を業務で使用した場合には製造物責任を適用できないと主張しました。

第一審ではこの点について判断は示されませんでした。第二審は原告の主張を認め、業務使用を意図した製品であっても、消費者法に基づく製造物責任を問うことができると判断しました。

■ 争点 2：状況証拠により欠陥の証明責任は免除されるか

製造物責任に基づく損害賠償を請求する場合、製品に欠陥があること、損害が発生したこと、そして製品の欠陥と損害に因果関係があることを証明する責任は被害者（原告）側にあります¹⁹。

第一審は、原告は欠陥の存在、および欠陥と損害の因果関係を証明できていないと判断し、原告の請求を却下しました。

これに対して第二審は、(1) 外科医は経験が豊富であり製品を誤使用したとは考えにくい、(2) 負傷はハサミが使用された直後に発生しており、製品と触れた部位に生じている、という事実からハサミに欠陥があったと推定される、と判断しました。

3-3. 最高裁の判断

最高裁は、争点 1 について、消費者法の条文を厳密に読むと、“被害者 (danneggiato)”、“使用者 (utilizzatore)”、“購入者 (acquirente)” という言葉を使っており、具体的に消費者には言及していない、という理由から、「欠陥から生じるリスクにさらされた主体は、それが業務使用であるか非業務使用であるかを問わず、消費者法に基づいて訴訟を提起する権利を持つ」と明言しました。

しかし、争点 2 について最高裁は、原告は製品の欠陥の存在を証明しなくてはならないという過去の判例を再確認し、損害が発生したことが、欠陥の存在を立証する要素として十分であるとした第二審の判断は、誤りであると判断しました。

表 3-2 本訴訟における各裁判所の判断

	第一審	第二審	最高裁
争点 1：業務使用を意図した製品に消費者法に基づく製造物責任を適用できるか	-	適用できる	適用できる
争点 2：状況証拠により欠陥の証明責任は免除されるか	免除されない	免除される	免除されない
判決	外科医（原告）の請求却下	外科医勝訴	外科医勝訴の第二審判決を破棄、審理差し戻し

3-4. おわりに

今回の訴訟では、最終的に製造者に製造物責任は認められませんでした。業務用を意図した製品についても、消費者法に基づき製造物責任訴訟を提起できることが示されました。イタリアの判例に法的拘束力はありませんが、この判決をうけて業務用製品に関する製造物責任訴訟が増加する可能性があります。

日本の場合、製造物責任法は対象を消費者製品に限ってはいませんので、業務で使用された製品の PL 訴訟事例も少なくありません。今後はイタリアにおいても同様と考えられるため、業務使用を意図した製品をイタリアに輸出している事業者は留意が必要です。

¹⁹ イタリア消費者法第 120 条

参考	イタリア消費者法 第3章 抜粋抄訳
----	-------------------

第3章 製品の欠陥による損害賠償責任

第114条

1. Il produttore è responsabile del danno cagionato da difetti del suo prodotto.

第115条

1. Prodotto, ai fini del presente titolo, è ogni bene mobile, anche se incorporato in altro bene mobile o immobile.

第117条

1. Un prodotto è difettoso quando non offre la sicurezza che ci si può legittimamente attendere tenuto conto di tutte le circostanze, tra cui:
 - a) il modo in cui il prodotto è stato messo in circolazione, la sua presentazione, le sue caratteristiche palesi, le istruzioni e le avvertenze fornite;
 - b) l'uso al quale il prodotto può essere ragionevolmente destinato e i comportamenti che, in relazione ad esso, si possono ragionevolmente prevedere;
 - c) il tempo in cui il prodotto è stato messo in circolazione.

第119条

1. Il prodotto è messo in circolazione quando sia consegnato all'**acquirente**, all'**utilizzatore**. …

第120条

1. Il **danneggiato** deve provare il difetto, il danno, e la connessione causale tra difetto e danno.

第114条

1. 製造者は、製品の欠陥によって生じた損害を賠償しなくてはならない。

第115条

1. 本章における製品とは、すべての動産をいい、他の動産または不動産に組み込まれたものを含む。

第117条

1. 製品は、下記を含むすべての事情を考慮したうえで、人が合理的に期待しうる安全性を備えない場合、欠陥がある。
 - a) 製品が流通に置かれた状態、包装、明らかな特徴、与えられた指示、警告
 - b) 製品の合理的な使用及び合理的に期待される製品寿命
 - c) 製品が流通に置かれた時期

第119条

1. 製品は、**購入者**、**使用者**、またはその関係者の手に渡ったときに流通に置かれたとみなす（以下略）。

第120条

1. **被害者**は、欠陥の存在、損害の存在、および欠陥と損害の因果関係を証明しなければならない。

4. 世界の大気汚染問題

近年、新興国における大気汚染の深刻な状況が注目され、また、日本でも PM2.5 の問題が取り上げられる等、大気汚染問題に対する関心が高まっています。

2014 年に入り、世界各国で大気汚染のニュースが立て続けに報道されました。これらの一部を取り上げるとともに、日本企業に求められる対応について考察します。

4-1. 中国の大気汚染

■ 中国の大気汚染の概要

中国では、産業の発展に伴い環境破壊が進展し、1980 年代後半から大気汚染が社会問題化してきました。中国の大気汚染の原因として、石炭の使用量が非常に多いことがあげられます。中国では、火力発電の燃料として石炭が使用される等産業用途として使用されていますが、家庭での燃料としてもよく使用されます。また、自動車の普及に伴う排気ガスの増加も原因としてあげられています。

■ 中国政府の対応²⁰

中国では、大気汚染状況をモニタリングするため、米国をはじめとする各国で採用されている「大気汚染指数 (AQI : Air Quality Index)」を採用しています。大気汚染の程度に応じ、屋外での長時間の激しい運動や外出を避けるよう呼びかけています。

表 4-1 中国の大気汚染指数

大気汚染指数	PM2.5 濃度 (日平均) [mg/m ³]	評価	健康への影響
0-50	0-0.035	優	汚染なし
50-100	0.035-0.075	良	特に敏感な人に対し軽い影響
101-150	0.075-0.115	軽度汚染	敏感な人は症状が悪化。健康な人にも刺激症状。
151-200	0.115-0.15	中度汚染	敏感な人はさらに症状が悪化。健康な人も心臓や呼吸器への影響の可能性。
201-300	0.15-0.25	重度汚染	心臓病・肺疾患患者は症状が顕著に悪化、抵抗力が低下。健康な人にもすべて症状が出る。
301-500	0.25-0.5	嚴重汚染 (深刻汚染)	健康な人も忍耐力が低下し、強烈的な症状が見られ、疾病を早期に発症。

(出典：在中国日本国大使館 中国における大気汚染について (2013 年 7 月 25 日))

²⁰ 在中国日本国大使館 中国における大気汚染について (2013 年 7 月 25 日) (http://www.cn.emb-japan.go.jp/taikiosen2013_j.htm) による。

■ 北京市の大気汚染の現状

北京市においては、2008年の北京オリンピック前には、市内の工場を一部市外に移転させる等の対策が行われ、オリンピックの直後には大気汚染が好転しました。しかし、その後、再び大気汚染が深刻化しています。

2012年1月の北京市の発表によると、近年の北京市における大気汚染の排出源の内訳は以下のようになっています²¹。

- ▶ 自動車由来：22%
- ▶ 発電所、ボイラー等の石炭燃焼：17%
- ▶ 粉じん（道路や建設現場）：16%
- ▶ 自動車や家具塗装等の工業噴射揮発：16%
- ▶ 農村における麦わら・茎等の焼却：5%
- ▶ 天津市、河北省からの越境汚染：25%

■ 北京市の対応²²

2013年10月、北京市は、新しい警報システムを取り入れ、「北京市大気汚染応急プラン（試行）」を発表しました。中国政府が採用している大気汚染指数を活用し、重度汚染（大気汚染指数 201～300）や深刻汚染（大気汚染指数 301～500）が予想される場合、その程度に応じて警報が発令されます。警報レベルは4段階に設定されており、各レベルは以下のとおりです。

表 4-2 北京市大気汚染応急プラン（試行）の警報レベル

警報の分類	内容	健康注意喚起
4級警報 (青色)	今後の一日の間で重度汚染が予測される。	児童、高齢者、呼吸器系疾患等のある人は屋外運動を控える。
3級警報 (黄色)	今後の一日の間に深刻汚染、あるいは重度汚染が3日間継続することが予測される。	児童、高齢者、呼吸器系疾患等のある人は出来る限り室内に留まり、屋外運動を避ける。小、中、高校、幼稚園は屋外での体育活動を控え、一般大衆は屋外での運動、屋外作業時間を減らす。
2級警報 (橙色)	今後の3日間、重度汚染あるいは深刻汚染が交互に継続して出現することが予測される。	児童、高齢者、呼吸器系疾患等のある人は出来る限り室内に留まり、屋外運動を避ける。小、中、高校、幼稚園は体育等の屋外活動を中止し、一般大衆は屋外での活動を出来る限り避け、屋外ではマスク等を着用。
1級警報 (紅色)	今後の3日間、深刻汚染が継続することが予測される。	児童、高齢者、呼吸器系疾患等のある人は出来る限り室内に留まり、屋外運動を避ける。小、中、高校、幼稚園は休校。企業・事業者は状況に応じて柔軟性のある仕事体制を実施。大型の屋外活動の停止を提案。一般大衆は屋外での活動を出来る限り避け、屋外ではマスク等を着用。

（出典：在中国日本国大使館 北京市大気汚染応急プラン（試行）について（2013年10月23日））

²¹ 在中国日本国大使館 大気汚染に関する講演会の資料（2014年1月17日）
http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/joho140117_j.htm による。

²² 在中国日本国大使館 北京市大気汚染応急プラン（試行）について（2013年10月23日）
http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/joho131023_j.htm による。

■ 北京市の直近の状況

2014年1月以降も、北京では深刻な大気汚染が続きました。特に、2月中旬から下旬にかけて、警報システムによる警報レベルが4段階のうちの上から2番目の「橙色」となり、大気汚染指数も危険な状態である300を度々超えました。

環境保護局は、2月下旬の急速な大気汚染悪化の原因として、気象条件と、花火や爆竹をあげました。大気の流れが弱い状態が続くと、汚染物質が同じ場所に留まるため大気汚染が悪化します。また、中国では春節（旧正月）に花火や爆竹を鳴らす習慣があり、大気汚染を悪化させる要因になります。

4月に入り、北京市は、汚染源と考えられる企業約500社について、年内に北京市外に移転させることを決定しました²³。移転を求めるのは、製鉄、鋳造、化学、家具すべての工場で、排出する汚染物質が市の定めた基準を上回っている企業です。対象企業のうち32社の名称が公表されましたが、これらはすべて中国国内の企業であり、日本等の海外の企業は含まれていません。

4-2. フランスの大気汚染

■ 欧州環境機関（EEA）による発表

2014年3月中旬、欧州環境機関（EEA）は、欧州西部のフランス、ベルギー、ドイツの一部で、直径10ミクロン未満の粒子状物質（PM10）による大気汚染レベルがきわめて高くなっていることを発表しました。

これは、数日間天候が安定して無風で、汚染物質が拡散しなかったことが主な要因とされています²⁴。

欧州における汚染物質の排出源は、道路交通、木質燃料暖房、農業用肥料の散布等多様です。特に、ベルギーとフランスにおいては、ガソリン車よりPM10排出量が多いディーゼル自動車の保有率が高いことも一因と考えられています。

■ パリ市による対応

フランスのパリでも、3月に数日間無風状態が続いたため、大気汚染が進みました。

これを受け、パリ市は、自動車の利用の低減を図るため、地下鉄やバス等の公共の交通機関を数日間無料にしました。当初は3月14日から16日夕方までの予定でしたが、大気汚染が改善されなかったためそれ以降も継続し、最終的に18日まで継続されました。

さらに、交通量を減らして大気汚染を解消するため、ナンバープレートの末尾が偶数の自動車の走行を禁止するという自動車の乗り入れ規制が実施されました（電気自動車やハイブリッド車、タクシー、救急車等、一部の車両は除外）。この規制は3月17日に行われましたが、1日間で大気汚染は解消され、翌日の18日にはこの規制は解除されました。

パリでこのような規制が行われたのは1997年以来であり、事態が深刻であったことがうかがえます。

²³ <http://www.47news.jp/CN/201404/CN2014041201001271.html>

²⁴ 欧州環境機関プレスリリース (<http://www.eea.europa.eu/highlights/very-high-air-pollution-levels>) による。

4-3. インドの大気汚染

■ インドの大気汚染の現状

2014年1月上旬、インドの首都ニューデリーで、呼吸器疾患の症状を訴え、病院に駆け込む患者が急増していることが報道されました。世界保健機関（WHO）や、インドの研究機関である科学環境センターが、ニューデリーの大気汚染は北京等の中国の都市よりも深刻であるとの見解を示したとする報道や、インドでは大気汚染が原因とみられる2010年の年間死者数が60万人以上に達したとする報道も出ています。

インドでは、中国と同様、発電等において石炭の使用が多いことに加え、自動車の増加も大気汚染の主要な原因の1つと見られています。また、家庭において薪等の生物燃料の使用が多いこともあげられます。さらに、近年は、ディーゼル車の普及が進んでいることが大きな原因であることを指摘する報道も出ています。

■ 日本の外務省による注意喚起

3月に、日本の外務省は、インドの渡航情報として、「インド：デリーにおける大気汚染に関する注意喚起」を発表しました²⁵。

デリーにおいては、例年、雨期が終わり気温の低下する時期（10～11月ごろ）から、大気汚染が顕著となる傾向にあります。気温の低下により汚染物質を含む大気が低く停滞することで、この時期に大気汚染が深刻化するとされています。

3月の時点では、気温の低下する時期は過ぎ、大気汚染も緩和されてきていましたが、PM2.5の濃度がインドの基準値（1日平均値60 μ g/m³以下）を上回っていることを受け、外務省は注意を促しました。

4-4. おわりに

■ 既存の製品や技術のリスク発生に備えて

中国、インド等の新興国だけでなく、フランスを中心とした欧州でも大気汚染が発生しています。欧州ではディーゼル車が大気汚染の一因とする見方が主流である一方、一部では否定的な見方も出ており、今後の調査が注目されます。

ディーゼル車のように、社会に定着した製品や技術が、後にリスクとして顕在化する（あるいは疑われる）可能性があり、今後、日本国内でもこのような事象が発生する可能性があります。未然に防止することが望ましいですが、リスクが顕在化した場合には迅速に対応策を講じる等、対応できる体制を構築しておくこと、またそのために、海外の先行事例を把握しておくことも重要です。

■ 自社が加害者となった場合の社会的責任

かつて、高度経済成長期においては、日本でも、大気汚染をはじめとする公害問題が社会問題となっていました。企業の社会的責任の観点からは、他者に損害を与えずに事業活動を行うことが望まれますが、予期しきれずに他者に損害を与えてしまうことも想定されます。そのような場合には、迅速に対策を講じるとともに、被害者に適切な賠償を行うことも、企業にとって重要な姿勢です。

²⁵ <http://www2.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo.asp?infocode=2014C078>

参考 中国の環境法改正の動き

中国の環境法制度において、基本となるのは環境保護法です。これを元に、「大気汚染防止法」「水汚染防止法」等の産業環境対策に関連する単独法が制定されています。

近年の環境汚染の悪化の状況を受けて、環境法改正の動きがありましたが、2014年4月に、全国人民代表大会（全人代、国会に相当）常務委員会は、環境保護法の改正案を可決しました。施行は来年の1月からとなります。

主な改正内容を以下にまとめます。

- ・ 総則において、「社会主義近代化建設の発展の促進」の記述が削除され、「生態文明の建設を推進して、経済社会持続可能な発展を促進」との記述が追加された（1条）。また、環境を保護することが国の基本的な国策であることが明記された（4条）。
- ・ 「情報公開と国民の参加」の章が追加された。省レベル以上の人民政府環境保護主管部門において環境情報を公開することが定められた（54条）。
- ・ 環境影響評価文書の作成が必要なプロジェクトにおいては、建設部門は公衆に説明を行い、意見を求めることが定められた（56条）。
- ・ 企業が汚染物質を排出する場合、罰金の支払いと期限内の改善を命じられ、改善が行われない場合、日数に応じた罰則が行われることが定められた（59条）。また、環境影響評価の結果を提示しない等の悪質なケースにおいては、環境保護当局の責任者が10～15日間拘留することができる（63条）等、企業に求められる責任が強化された。

5. 食品表示の見直しに向けた動き

2013年秋、ホテル・百貨店・レストラン等が、メニュー表示と異なる食材を使用して料理を提供していたとの公表が相つぎました²⁶。これを受けて消費者庁は、国内外の消費者の日本の食に対する信頼を失墜させるおそれがあるとして、必要な対策を速やかに講じるとしました。その対策として、「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について」²⁷（以下、ガイドライン）の公表や「不当景品類及び不当表示防止法」（以下、景品表示法）の改正等が行われました。本稿では、景品表示法による表示規制、ガイドラインおよび景品表示法の改正について解説するとともに、食品表示に関する規制の動向についても紹介します。

5-1. 食品表示に関する法令等

食品表示に関する法令等は複数ありますが、その中で主要な法令とその規制対象、および景品表示法による表示規制について解説します。

■ 加工食品等の表示に関する法令等

食品表示に関する主な法律には、「食品衛生法」、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）」、「健康増進法」があります²⁸。これらの法律に基づいて定められた、食品の具体的な表示基準の対象は、スーパー等で販売される生鮮食品や加工食品等です。外食や惣菜等の中食は、販売者や提供者が消費者に直面し、食品の詳細について消費者への説明が可能であることから、これらの法律に基づく表示基準の対象とされていません。なお、2013年6月28日に、「食品衛生法」「JAS法」「健康増進法」の食品表示に関する部分を一本化した「食品表示法」が公布されており、公布の日から2年以内に施行されることとなっています。

このほか、農林水産省が2005年に「外食における原産地表示のガイドライン」²⁹を公表していますが、外食に原産地表示を義務付けるものではありません。外食の場合は、使用する原材料の種類が多い上に、気候等の影響により産地が頻繁に変わることがあります。そのため、法的に外食に原産地表示を義務付けるのは難しいとされ、各事業者の自主的な取り組みを促すためのガイドラインとなっています。

■ 景品表示法による表示規制

景品表示法は、消費者が自主的かつ合理的に商品やサービスを選択することができるよう、事業者が商品やサービスの品質・内容・価格等を偽った表示（不当表示）をすることを禁止し、また、過大な景品類の提供を防ぐために景品類の最高額等を定めた法律です。景品表示法においては、食

²⁶ 消費者庁が関係各省庁を通じて行った関係諸団体に対する調査では、食品表示の偽装や誤表示が見られた事業者はのべ307あったとされている（一部重複があり、実数とは異なる）。

消費者庁「食品表示等問題への取組状況について（関係省庁からの報告）」

（<http://www.caa.go.jp/representation/pdf/131209src32.pdf>）

²⁷ 消費者庁「「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について」の成案公表について」（http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140328premiums_0.pdf）

²⁸ これらの他に食品表示に関する法律としては、「計量法」「薬事法」「酒税法」「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）」等がある。

²⁹ 農林水産省「外食の原産地表示ガイドライン」（http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/gensanti_guide/）

品に限らず消費者が接するすべての商品やサービスが対象となります。景品表示法における「表示」とは、消費者を引き付けるための広告や表示全般を指します³⁰。

「不当表示」には、「品質、規格、その他の内容について、著しく優良であると示す表示（優良誤認表示）」、「価格や取引条件に関して著しく有利であると誤認される表示（有利誤認表示）」、「その他誤認されるおそれのある製品やサービスの表示（消費者に誤認されるおそれがあるとして内閣総理大臣が指定する不当表示）」があります。景品表示法上は、消費者に誤認されるおそれがあるかどうか「不当表示」の判断基準となります。実際の料理の味、使用されていた食材がメニューに表示された食材と科学的に同じかどうか、事業者の間では異なる食材であっても同じ名称で呼ぶ等の慣習等とは関係なく、消費者がどう感じるかが問題となります。メニュー表示と異なる食材を使用して料理を提供していたケースは、「優良誤認表示」にあたるおそれがあるとされました。

「不当表示」は、故意・過失を問わず禁止されています。そのため、飲食店が故意にメニュー表示と異なる食材を使用した場合だけではなく、飲食店に食材を納入している業者が食材の表示を誤り、飲食店がその誤りに気付かずメニュー表示を誤った場合であっても、飲食店が景品表示法違反に問われることがあります³¹。

「不当表示」の疑いがある場合は消費者庁によって調査が実施されます。その結果、違反（または違反のおそれ）が認められた場合には、消費者庁長官は事業者に対し、「不当表示」により消費者に与えた誤認を除くこと、再発防止策を実施すること、今後同様の違反行為を行わないこと等を命ずることができます（措置命令）。さらに、措置命令が下った場合は、事業者名や違反内容等が公表されます。なお、措置命令に従わない場合は、2年以下の懲役または300万円以下の罰金（併科あり）、法人は3億円以下の罰金が科せられます。

5-2. メニュー表示問題発覚後の消費者庁の対策

メニュー表示問題が発覚した後、消費者庁が講じた対策は次のとおりです。本項では、ガイドラインと景品表示法の改正について解説します。

- ・ メニュー表示と異なる食材を使用して料理を提供していた企業への措置命令の発令
- ・ 関係業界団体に対する指導
- ・ 関係業界団体を通じた事業者に対する指導
- ・ ガイドラインの作成
- ・ メニュー表示に対する監視体制の強化
- ・ 景品表示法の改正

³⁰ メニュー表示のほか、チラシ、パンフレットや説明書、ポスターや看板、新聞や雑誌に掲載された広告、テレビCM、ウェブサイト等も含まれる。

消費者庁「よくわかる景品表示法と公正競争規約」

(http://www.caa.go.jp/representation/pdf/110329premiums_1.pdf)

消費者庁「事例でわかる！景品表示法」(<http://www.caa.go.jp/representation/pdf/130208premiums.pdf>)

³¹ 消費者庁「表示対策」(<http://www.caa.go.jp/representation/keihyo/qa/hyoujiqa.html>) 中の「よくある質問コーナー（表示関係）」Q2～Q6を参照。

■ ガイドラインの公表について

2013 年秋以前にも、「優良誤認表示」のおそれがある外食のメニュー表示に対して措置命令が下った事例は複数存在していました。それにもかかわらず同じ問題が発生したことから、消費者庁は、景品表示法の趣旨や内容を説明し、また、どのようなメニュー表示が「優良誤認表示」にあたるのかを示したガイドラインを作成することとしました。2013 年 12 月 19 日にガイドライン案が示され、パブリックコメントの募集³²や意見交換会³³等を経て、2014 年 3 月 28 日にガイドライン³⁴が公表されました。

ガイドラインの構成は次のとおりです。第 1 から第 3 までに、ガイドラインの目的や景品表示法に関する説明が記載されています。具体的なメニュー表示例については、「第 4 メニュー表示に関する Q&A」の中で示されています。

- 第 1 はじめに
- 第 2 景品表示法
- 第 3 不当な表示の禁止に関する基本的な考え方
- 第 4 メニュー表示に関する Q&A
 - 1 景品表示法の基本的な考え方に関する Q&A (Q-1)
 - 2 肉類に関する Q&A (Q-2 から Q-7 まで)
 - 3 魚介類に関する Q&A (Q-8 から Q-22 まで)
 - 4 農産物に関する Q&A (Q-23 から Q-27 まで)
 - 5 小麦製品、乳製品、飲料に関する Q&A (Q-28 から Q-35 まで)

個々のメニュー表示が「優良誤認表示」に該当するかどうかは、料理名だけではなくその他の文言や写真などを含め、メニュー全体から消費者が受ける印象や認識が基準となります。ただし、消費者がその表示にどのような印象や認識を抱くかは、その料理が提供される飲食店の種類や料理の価格の高低等によって異なります。そのため、優良誤認表示に該当するかどうかは、個別事案ごとに判断されるとしています (Q-1)。ガイドラインでは、事業者が個別の表示に関して景品表示法上問題となるかどうか判断に迷った場合は、消費者庁に相談をするよう促しています。

ガイドラインで、景品表示法上問題となるとされた表示例は、表 5-1 のとおりです。

表 5-1 ガイドラインで景品表示法上問題となるとされた表示例³⁵

記載箇所	使用する食材等	問題となる表示例
Q-2	牛の成形肉	ビーフステーキ、ステーキ
Q-3	牛脂注入加工肉	霜降りビーフステーキ さし入りビーフステーキ
Q-4	牛脂注入加工肉	ビーフステーキ、ステーキ

³² イーガブ『『メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について (案)』に関する意見募集について』 (<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=235070014&Mode=1>)

³³ 消費者庁「『メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について (案)』に関する意見交換会 発言者御意見概要」 (http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140122_ikengaiyou.pdf)

³⁴ 消費者庁「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方について」 (http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140328premiums_4.pdf)

³⁵ 消費者庁「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方 (ガイドライン) について」 (http://www.caa.go.jp/representation/pdf/140331premiums_1.pdf)

記載箇所	使用する食材等	問題となる表示例
Q-5	オーストラリア産牛肉	国産和牛のステーキ
Q-6	単なる国産鶏肉	××地鶏のグリル
Q-8	ブラックタイガー	クルマエビ
Q-9	アメリカンロブスター	イセエビ
Q-10	外国産オーストラリアミナミイセエビ	(伊勢志摩地方の風景写真とともに) イセエビ
Q-11	バナメイエビ	シバエビ
Q-12	赤西貝	サザエ
Q-13	ロコ貝	アワビ
Q-14	北海道産のエゾアワビ	(房総地方の風景写真とともに) 房総アワビ
Q-15	サーモントラウト	キングサーモン
Q-16	ニュージーランド産キングサーモン	日高産キングサーモン
Q-17	駿河湾産の魚だけではなく、駿河湾産以外の魚を使用	駿河湾の魚
Q-19	ランプフィッシュ卵の塩漬け	キャビア
Q-20	サメやタラの卵を使用したいいわゆるカラスミ風の食材	カラスミ
Q-21	人工フカヒレを使用したいいわゆるフカヒレ風の食材	フカヒレ
Q-22	養殖した黒海苔	岩海苔
Q-23	△△(地域名)野菜だけではなく、それ以外の野菜を多く使用	△△(地域名)野菜使用
Q-24	一般的なねぎ	九条ねぎ
Q-25	中国産の栗	フランス産の栗
Q-26	山形県産の品種ブレンド米	山形県産はえぬき
Q-27	(サラダの材料として) 一部に有機野菜ではない野菜を使用	(サラダの材料として) 有機野菜使用
Q-28	市販品のパン	自家製パン
Q-29	手作業が加わっていない機械打ち麺	手打ち麺
Q-30	(牛の乳を原料としておらず、植物油を泡立ててクリームと似たような形状と色にした) ホイップクリーム	生クリーム
Q-31	(カマンベールチーズと) カマンベール以外のチーズも使用	カマンベールチーズ
Q-32	低脂肪乳	牛乳
Q-33	醸造アルコール等を使用して製造された清酒	純米酒
Q-34	スパークリングワイン	シャンパン
Q-35	既製品のオレンジジュースや紙パックのジュース	フレッシュジュース

一方、「第4メニュー表示に関するQ&A」では、消費者が誤認をしないような表示が必要とされる例も示されました。また、消費者にとっては一般的な料理の名称であり、かつ、その料理にその食材が使われていることが広く知られている場合には、その料理の名称を単に表示するだけでは直ちに景品表示法上問題とはならないとされる表示例も示されました。

消費者が誤認をしないような表示が必要とされる例や、その料理の名称を単に表示するだけでは

直ちに景品表示法上問題とはならないとされる表示例は、表 5-2 のとおりです。

表 5-2 ガイドラインで景品表示法上直ちに問題とならないとされた表示例

記載箇所	使用する食材等	消費者が誤認しないような表示が必要とされる例	直ちに問題とならないとされる表示例
Q-2	牛の成形肉	ビーフステーキ ステーキ ※「成形肉使用」等を料理名の近傍または同一視野内に記載する。	ハンバーグステーキ ※料理名から一枚肉を使用していないことが明らか。
Q-3	牛脂注入加工肉	霜降りビーフステーキ さし入りビーフステーキ ※「インジェクション加工肉使用」等を料理名の近傍または同一視野内に記載する。	—
Q-7	合鴨肉	—	鴨南蛮
Q-15	サーモントラウト	—	サケ弁 サケにぎり サケ茶漬け
Q-18	解凍魚	—	鮮魚 ※ただし、「港でとれたて」「今朝市場で買い付けた」など「鮮魚」を強調した表示をし、それが事実と異なる場合は景品表示法上問題となる。

「鴨南蛮」(Q-7)、「サケ弁」「サケにぎり」「サケ茶漬け」(Q-15)、「鮮魚」(Q-18)については、ガイドライン案では「景品表示法上問題となる」とされていましたが、業界団体や事業者の意見、ガイドライン案に対するパブリックコメント等が反映され、「直ちに問題とならない」と変更されました。なお、ガイドライン案では、既製品のオレンジジュースや紙パックのジュースに「フレッシュジュース」と表示した場合(Q-35)は、「表示の仕方によっては問題となる」とされていましたが、明確に「問題となる」と変更されました。

ガイドラインの中では、外国産オーストラリアミナマイセエビを、単に「イセエビ」と表示することについては言及されていません(Q-10)。また、「△△(地域名)野菜だけでなく、それ以外の野菜を一部少量使用」した場合に「△△(地域名)野菜使用」と表示することが景品表示法上問題となるのかも、ガイドラインの中では不明確です(Q-23)。これらの表示については、事業者による判断や、個別の表示に対する消費者庁の判断が必要となります。

特記事項として、牛の成形肉を使用した場合の表示例を示した Q-2 の中で、成形肉にアレルギー物質の乳、大豆、小麦が含まれていた事例を紹介し、景品表示法上問題となるかどうかにかかわらず、アレルギー表示や食事客へのアレルギーの有無の確認等を推奨している点があげられます。

■ 景品表示法の改正について

メニュー表示問題を受けて消費者庁により起案された景品表示法の改正案は、2014年3月11日に186回国会に提出されました。その後、6月6日に成立し、6月13日に公布され、2014年12月に施行されることとなりました。改正された景品表示法の中には、次の内容が盛り込まれています。

- 「(略) 景品類の価額の最高額、総額その他の景品類の提供に関する事項及び商品又は役務の品質、規格その他の内容に係る表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。」と定められ、事業者の管理体制の整備が義務化されました(第7条)。さらに、内閣総理大臣は「事業者が講ずべき措置」に関して「指針」を定めるとされており(第7条の2)、2014年12月の施行までに、消費者庁により、事業者がコンプライアンス体制を確立するために必要な実施事項等を示した指針が公表されるものと考えられます。
- 内閣総理大臣は、事業者に必要な措置に対し指導・助言することができ、また、事業者が必要な措置を講じていない場合は勧告することができ、さらに、事業者が勧告に従わない場合はその旨が公表されることも定められました(第8条)。
- 消費生活協力団体や消費生活協力員³⁶が、景品表示法違反行為に対し差し止め請求権をもつ適格消費者団体³⁷へ不当表示等の情報を提供できるようになりました(第10条)。これにより、民間でも、景品表示法違反への対処が可能となります。
- 消費者庁の調査権限を他関係省庁に委任することや、消費者庁長官にある措置命令権限を都道府県知事に付与することができるようになりました(第12条)。これにより、地方支局を持たない消費者庁のみでは実現できない、全国的な監視指導体制が構築できることとなります。
- この度の改正において、課徴金制度について、施行後1年以内に検討し措置を講じることも決まりました。2014年2月より内閣府の「景品表示法における不当表示に係る課徴金制度等に関する専門調査会」で審議され³⁸、2014年6月10日に公表された消費者委員会による答申の中では、「不当表示を事前に抑止するための方策として、現行の措置命令に加え、違反行為者に経済的不利益を賦課し、違反行為に対するインセンティブを削ぐ課徴金制度を導入する必要性は高い」と結論付けられています³⁹。今後、課徴金制度の具体的な内容が検討され、再度、景品表示法の改正が行われるものと考えられます。早ければ2014年のうちに、遅くとも2015年末までには、課徴金制度に関する法整備がなされる予定です。

5-3. その他の食品表示に係る規制の動向

ガイドラインの公表や景品表示法の改正のほか、食品表示に係る規制の動向として、機能性表示やアレルギー表示に関して行われている検討について紹介します。

■ 食品の機能性表示

2013年6月14日に閣議決定された、「規制改革実施計画」および「日本再興戦略」において、規制緩和の一環として、いわゆる健康食品等の加工食品および農林水産物に関し、企業等の責任において科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策について、2013年度に検討を開始し、2014

³⁶ 景品表示法と同時に改正された消費者安全法に記載されている。地方公共団体の長から委嘱をうけた、消費者の利益の擁護または増進を図るための活動を行う民間の団体または個人。

³⁷ 消費者契約法に基づき、消費者全体の利益擁護のために差し止め請求権を適切に行使することができる適格性を備えた消費者団体として、内閣総理大臣の認定を受けた団体。

³⁸ 内閣府「景品表示法における不当表示に係る課徴金制度等に関する専門調査会」
(<http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/kachoukin/index.html>)

³⁹ 消費者委員会「不当景品類及び不当表示防止法上の不当表示規制の実効性を確保するための課徴金制度の導入等の違反行為に対する措置の在り方について(答申)」
(http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2014/20140610_toshin.pdf)

年度中に結論を得た上で実施することとされました。これらの閣議決定を受け、消費者庁長官のもと「食品の新たな機能性表示制度に関する検討会」により、特定保健用食品⁴⁰制度および栄養機能食品⁴¹制度を維持しつつ、企業等の責任において科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策について、検討が行われています⁴²。

現在検討されている新制度では、①最終製品を用いたヒト試験による実証、②適切な研究レビューによる実証のいずれかを行い、消費者庁への届出を行うことを必須として、機能性表示が認められる見込みです。この新制度が導入されれば、「特定保健用食品（トクホ）」ではない、いわゆる健康食品でも、科学的根拠のもとに、「血圧が高めの人に向いています」のような、機能性表示が認められることになります。ただし、疾病に既に罹患している人、未成年者、妊産婦（妊娠計画中の者を含む）および授乳婦を除き、生活習慣病等の疾病に罹患（りかん）する前の人々に対する健康維持・増進に関する表現を認めるというものであり、疾病の治療または予防を目的とする表示や疾病リスク低減表示をはじめとした疾病名を含む表示は、従来どおり認められません。どのような表現の機能性表示を認めるかについては、引き続き、「食品の新たな機能性表示制度に関する検討会」で検討が行われているところです。

なお、いわゆる健康食品の広告については、厚生労働省からさまざまなガイドラインが公表されているほか、消費者庁からも、2013年12月に「いわゆる健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」が公表されています⁴³。新制度下で機能性表示が認められる可能性がある食品であっても、現段階ではガイドラインに則ることが必要です。

■ 外食等におけるアレルギー情報の提供

現在、加工食品については、食品衛生法に基づき、アレルギー表示が義務づけられています。外食や中食では、表示をすることが望ましいとされているものの、義務づけはされていません。外食等におけるアレルギー情報の提供促進を図っていく観点から、消費者庁長官のもと「外食等におけるアレルギー情報の提供の在り方検討会」が、2014年4月より開催されています⁴⁴。アレルギー患者やその家族等からの外食や中食の事業者への要望や、事業者の取組状況や課題を踏まえ、アレルギー患者にとって必要な情報提供の内容やその提供方法、事業者にとって実行可能性のあるアレルギー情報の提供促進のための方策について、幅広く検討される見込みです。2014年末をめどに、検討の内容についての中間整理が行われる予定です。

⁴⁰ 健康増進法に基づき、製品ごとに食品の有効性や安全性について審査を受け、食品の持つ特定の保健の用途の表示について国の許可を受けた食品。（消費者庁「特定保健用食品とは」
(<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin86.pdf>)

⁴¹ 健康増進法に基づき、栄養成分の機能の表示をして販売される食品。1日あたりの摂取目安量に含まれる当該栄養成分が定められた上・下限値の範囲内にある必要があるほか、栄養機能表示だけでなく注意喚起表示等も表示する必要がある。（消費者庁「栄養機能食品とは」(<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin830.pdf>)

⁴² 消費者庁「食品の新たな機能性表示制度に関する検討会」(<http://www.caa.go.jp/foods/index19.html>)

⁴³ 消費者庁「健康や栄養に関する表示の制度について」(<http://www.caa.go.jp/foods/index4.html#m06>)

⁴⁴ 消費者庁「外食等におけるアレルギー情報の提供の在り方検討会情報」
(<http://www.caa.go.jp/foods/index20.html#m03>)

5-4. おわりに

メニュー表示については、飲食店や惣菜店では、よくガイドライン等を読んで景品表示法を理解した上で、メニュー表示をすることが必要です。また、飲食店や惣菜店を束ねる企業や、テナントに飲食店や惣菜店がある施設運営会社や小売店等では、自らが中心となってメニュー表示の管理体制を構築することも望まれます。

食品を取り扱う企業には、今後の食品表示法の施行や景品表示法の改正等、メニュー表示に限らず食品表示に係る規制の動向に注視し、適切な対応をしていくことが望まれます。

6. 施設の老朽化問題に対する国の対応と、今後の事業者の取組みについて

2012年に発生した中央自動車道笹子トンネルの天井板崩落事故⁴⁵から、高度成長期に建造された施設の老朽化の問題が大きく取り上げられるようになりました。

本稿では、最近の国による施設の老朽化対策の取組方針を紹介するとともに、施設（主に不特定多数の一般の消費者が使用する施設等）の管理・運営事業者に望まれる対策の方向性について提案します。

6-1. インフラ長寿命化基本計画⁴⁶

2013年11月、総務省は「インフラ長寿命化基本計画」（以下、総務省基本計画）を公表しました。

■ 三つの「目指すべき姿」

総務省基本計画では、将来の目指すべき姿として次の3点をあげています。

① 安全で強靱なインフラシステムの構築

これまでに整備したインフラの老朽化や、首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の大規模災害に対応し、国民の安全・安心を確保するため、特にメンテナンス技術の基盤強化を図り、将来にわたって安全で強靱なインフラを維持・確保するためのシステムを構築することで、国土の脆弱性に対応する。

② 総合的・一体的なインフラマネジメントの実現

既存のインフラを安全に安心して利用し続けられるようにするだけでなく、厳しい財政状況下において、人口減少、少子高齢化が進展する将来を見据え、人材の確保や維持すべきインフラの機能や使用方法の適正化など、戦略的な維持管理・更新等を行う。また、トータルコストの縮減や予算の平準化を図ることも含めたインフラマネジメントを実現する。

③ メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化

インフラの老朽化は万国共通の課題であることを踏まえ、世界最先端の技術による安全で強靱なインフラを維持・確保するシステムをインフラビジネスの柱として位置づけ、イノベーションの創出や市場の整備、国際展開等の取組みを通じ、メンテナンス産業として発展させる。

このように、総務省基本計画では、インフラを安全にするだけでなく、人材の確保やコストの縮減も含めた継続的なマネジメントや、海外進出を視野に入れたインフラメンテナンスの産業化も目指していることが示されています。

■ 必要施策の方向性

総務省基本計画では、三つの「目指すべき姿」の実現に向け、各インフラの管理者・所管者（国や地方公共団体の各機関）に対し、次のような取組みを求めています。以下に要点をまとめます。

⁴⁵ 2012年12月に、山梨県大月市の笹子トンネルにおいて、天井板が約140mにわたって落下した事故。走行中の複数の自動車が巻き込まれ、9名が死亡した。

⁴⁶ http://www.cas.go.jp/seisaku/infra_roukyuuka/pdf/houbun.pdf

表 6-1 総務省基本計画における必要施策の方向性

項目	必要施策の方向性の内容（要点のみ一部抜粋）
1.点検・診断、修繕・更新等	・各インフラの管理者は、定期的な点検により劣化・損傷の程度や原因等を把握するとともに、劣化・損傷の進行可能性や施設に与える影響等について評価する。また、必要な修繕・更新等を効率的かつ効果的に実施する。
2.基準類 ⁴⁷ の準備	・国は、各インフラの管理者の指針となる基本的な考え方や必要な基準類を策定し、提供する。これを踏まえ、各インフラを管理・所管する者 ⁴⁸ は、維持管理・更新等に必要な、法令や要領、基準、マニュアル等の基準類を体系的に整備する。
3.情報基盤の整備と活用	・各インフラを管理・所管する者は、建設当初の状態、経年劣化や疲労に影響を及ぼす要因、強度・機能の回復および向上に係る取組みの履歴、最新の状態等について、情報の収集・蓄積を推進する。また、メンテナンスサイクルの発展のため情報の利活用を推進するとともに、維持管理・更新への国民の理解の促進、民間企業による研究開発の促進等のため、情報を広く発信し共有化を図る。
4.新技術の開発・導入	・国は、技術開発を効果的かつ効率的に進めるため、技術開発に対する社会ニーズと、これに関連する技術ノウハウを的確に把握するとともに、これらのマッチングを図る。
5.予算管理	・各インフラの管理者は、厳しい財政状況下でも必要な維持管理・更新等を適切に行えるようコスト縮減を図りつつ、行動計画や個別施設計画に基づく投資により、必要予算の平準化を図る。
6.体制の構築	・国は、自らが管理・所有するインフラについて、各インフラの管理者の技術力の維持・向上が図られるよう、本省、地方支分部局、研究機関等が一体となって取組みを進める体制を構築する。
7.法令等の整備	・国は、基準類の整備や施策の制度化を検討する中で必要な法令等を整備する。各インフラを管理・所管する者は、その体系の中で、必要な基準、制度等を整備する。

■ 公共施設等総合管理計画の策定要請

2014年4月には、総務省基本計画を受け、総務省から地方公共団体宛に、公共施設等総合管理計画の策定を求める要請が行われ、公共施設等総合管理計画の記載事項・留意事項をまとめた「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」⁴⁹が通知されました。

6-2. 道路の老朽化対策の本格実施に関する提言⁵⁰

2014年4月、国土交通省は、道路の老朽化対策の本格実施に関する提言（以下、国交省提言）を公表しました。国交省提言では、橋やトンネルも含めた道路に焦点を当て、これらの施設の老朽化の現状の課題を示すとともに、課題に対する取組みを提言しています。以下に要点をまとめます。

■ 二つの根本的課題

根本的な課題として、以下の2点を示しています。

⁴⁷ 総務省基本計画では、「法令や要領、基準、マニュアル等」を「基準類」としている。

⁴⁸ 総務省基本計画では、「各インフラの管理者に対して指導・助言するなど当該インフラを所有する立場にある国や地方公共団体の各機関」を「各インフラを管理・所管する者」としている。

⁴⁹ <http://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>

⁵⁰ http://www.mlit.go.jp/road/road_fr4_000025.html

- ① メンテナンスに関する最低限のルール・基準が確立されていない。
 - ▶ 法令に道路構造物の点検頻度や方法等の定めがない等、維持修繕・更新に関するルール・基準が未確立である。
 - ▶ 点検結果や修繕履歴等の記録・保存が徹底されず、計画的な維持修繕・更新となっていない。
- ② メンテナンスサイクルを回す仕組みがない。
 - ▶ 地方公共団体は、厳しい財政、技術者がいない等の理由により、点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクルを回すことが困難である。
 - ▶ 点検業務や修繕・更新工事の発注、監督（成果品の確認）が困難であったり、技術的に高度な対応が必要とされる大規模な構造物等の修繕・更新を実施できない場合が想定される。

■ 具体的な取組内容

上記の課題に対する取組みとして、以下の2点を示しています。

- ① **メンテナンスサイクルを確定（道路管理者の義務の明確化）**
 道路管理者の責任として、点検・診断・措置・記録によるサイクルを推進するべきであることを明示しています。以下に要点をまとめます。

表 6-2 国交省提言におけるメンテナンスサイクル確定の内容

項目	内容（要点のみ一部抜粋）
1.点検	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の特性を踏まえた合理的な点検を実施。 ・施設の重要度や健全度等から、優先順位を決めて点検を実施。
2.診断	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の橋梁等の健全度を把握し比較できるよう、統一的な尺度での判定区分を設定し、診断を実施。
3.措置	<ul style="list-style-type: none"> ・損傷の原因、施設に求められる機能、コスト等を考慮した修繕計画の策定と計画的な修繕 ・予算や技術的理由から必要な修繕ができない場合の、施設の通行規制・通行止め ・人口減少、土地利用などの社会構造の変化、利用状況を踏まえた橋梁等の集約化・撤去
4.記録	<ul style="list-style-type: none"> ・メンテナンスサイクルが定着するよう、全道路管理者の点検・診断・措置の結果をとりまとめ、国等が評価・公表し、「見える化」を図る。

② メンテナンスサイクルを回す仕組みを構築

各道路管理者におけるメンテナンスサイクルを持続的に回すため、予算、体制、技術、国民の理解・協働等の観点について、国の立場から取組みを提言しています。以下に要点をまとめます。

表 6-3 国交省提言におけるメンテナンスサイクルを回す仕組みの構築の内容

項目	内容（要点のみ一部抜粋）
1.維持管理・更新に係る安定的な予算確保	・財源、予算の確保 ・交付金の重点配分や、集中的に実施する大規模修繕・更新を支援する補助制度の検討
2.地方公共団体の取組みに対する体制支援	・国の研究所、地方整備局等の体制強化や、専門的知識を有する職員の育成に取り組む。 また、実務経験のある技術者の有効活用を図る。
3.民間の技術力を引き出す仕組みづくり	・民間企業が適切に技術開発を推進できるよう、適正な積算基準を設定する。 ・知識、技能、実務経験を有する技術者を確保するための資格制度を検討する。 ・民間が開発した新技術の試行・評価や産学官による共同研究開発等に戦略的に取り組む。
4.国民の理解・協働の推進	・橋梁等の老朽化の状況、点検・診断結果や措置の実施状況等に関する情報をとりまとめ、国民・道路利用者と積極的に共有する。 ・老朽化の現状や対策についての理解と協働の取組みを推進する。
5.その他	・大型車両が適正に通行しやすい環境を整備する。

6-3. 国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）⁵¹

2014年5月、国土交通省は、総務省基本計画に基づき、「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」（以下、国交省行動計画）として行動計画をとりまとめました。

国交省行動計画では、新設から撤去までの、いわゆるライフサイクルの延長のための対策にとどまらず、更新を含め、将来にわたって必要なインフラの機能を発揮し続けるための取組みにより、メンテナンスサイクルの構築と継続的な発展につなげることを目標とし、インフラ施設の維持管理・更新の取組みの方向性をまとめています。2014年度から2020年度までを、計画期間として定めています。

■ 現状と課題

国交省行動計画では、総務省基本計画の「必要施策の方向性」に示した七つの観点と、新たに追加した「個別施設計画の策定・推進」について、現状の課題と取組みの方向性を述べています。以下に要点をまとめます。

⁵¹ http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/sosei_point_mn_000011.html

表 6-4 国交省行動計画における課題と取組みの方向性の概要（要点のみ一部抜粋）

項目	課題（項目）	取組みの方向性
1.点検・診断、修繕・更新等	(1) 地方公共団体等の管理者の技術力確保	・相談窓口の機能の充実、基準類の整備・提供と研修・講習の充実
2.基準類の整備	(1) 体系的な整備	・適切に運用するとともに、適時・適切に改定を行う。 ・施設毎に関連性や補完状況等を確認し、基準類相互の整合性を図る。
	(2) 地域の実情に応じた基準類の整備	・施設の重要度、設置環境、維持管理の効率性、受益と負担の関係等、地域の実情を考慮の上、点検の頻度や内容等の基準を設定する。
	(3) 新たな技術や知見の基準類への反映	・有用と判断された新技術の普及状況や、類似の事故・災害の再発防止の観点から得られた知見を、関連する基準類に反映する。
3.情報基盤の整備と活用	(1) 不足情報の収集	・メンテナンスサイクルの取組みを通じて、順次、最新の劣化・損傷の状況や、過去に蓄積されていない構造諸元等の情報収集を図る。
	(2) 情報の蓄積、一元的な集約	・収集した情報については、国はもとより、地方公共団体等を含め、確実に蓄積するとともに、それらの一元的な集約化を図る。
	(3) 情報の利活用と発信・共有	・効果的な維持管理、同種・類似のリスクを有する施設の特定、資産価値の評価等へ、蓄積・集約化した情報を積極的に活用する。
4.個別施設計画の策定・推進	(1) 計画策定の推進と内容の充実	・一部を除くすべての施設について、すべての管理者によって早期に計画の策定が進むよう、策定方針や手引きの策定等を実施する。
5.新技術の開発・導入	(1) 技術研究開発の促進	・適切な役割分担の下での産学官の連携 ・管理ニーズと技術ノウハウのマッチング
	(2) 円滑な現場展開	・新技術の開発の活性化と、それらの円滑な現場展開を図るため、現場への導入・普及を加速する。
6.予算管理	(1) トータルコストの縮減と平準化	・人口減少、少子高齢化社会の到来を見据え、国土の利用や都市、地域構造の変化に応じたインフラ機能の維持・適正化を推進およびそのための財源確保の検討。
7.体制の構築	(1) 維持管理・更新等に係る技術者の確保・育成	・資格制度の充実 ・高度な技術力を有する技術者の活用体制の構築
	(2) 管理者間の相互連携体制の構築	・国、都道府県、市町村等が広域的に連携するなどの仕組みを構築する。
	(3) 担い手確保に向けた環境整備	・適正な施工体制の確保の徹底 ・魅力ある就労環境の整備
	(4) 国民等の利用者の理解と協働の推進	・管理者が所定の団体等を協力団体等として指定し、維持管理に必要な工事等の実施や占用に係る手続きの簡素化等を推進する。
8.法令等の整備	(1) 責務の明確化	・施設の管理者の責務を明確化する。

6-4. 今後の事業者の取組事項例

すべての施設は、いずれ老朽化し、同様の課題に直面する可能性があります。施設の管理・運営事業者においても、何らかの対応を行う必要が生じると考えられます。

本稿で紹介した国の取組みから考えられる今後の事業者の取組事項の例を以下にまとめます。

表 6-5 国の取組みから考えられる事業者の取組事項の例

事業者の取組事項の例		国の取組みの本稿該当箇所	
項目	取組内容詳細		
基準類の整備	体系的な整備	・維持管理・更新等に必要な、要領、基準、マニュアル等の基準類を、過不足なく整合性をもって体系的に整備する。	総務省基本計画 (表 4-1 2)
	新たな技術や知見の基準への反映	・新技術の普及状況や、同じような事故・災害の再発防止の観点から得られた知見を、関連する基準類に反映する。	国交省行動計画 (表 4-4 2(3))
情報の整備と活用	不足情報の収集	・メンテナンスサイクルを通じて、最新の劣化・損傷の状況や、過去に蓄積されていない構造諸元等の情報を収集する。	国交省行動計画 (表 4-4 3(1))
	情報の利活用と発信・共有	・効果的な維持管理の実施、作業の効率化、老朽化対策の高度化、資産価値の評価等へ、情報を積極的に活用する。	国交省行動計画 (表 4-4 3(3))
新技術の開発・導入	新技術に関する情報収集	・国や世の中での動向を注視し、維持管理・更新等に係る新技術の情報が得られた場合には、自社の施設への導入を検討する。	国交省行動計画 (表 4-4 5)
メンテナンスサイクルの確定と運用	サイクルの確定	・①定期的な点検、②点検結果に基づく診断、③措置が必要な箇所の修繕、④点検・診断・措置の記録のサイクルを確定する。	国交省提言 (表 4-2)
	サイクルを回す仕組みの構築	・メンテナンス担当者等社員への教育、新技術の採用も含めたメンテナンス方法の見直しによる負担・コスト削減	国交省提言 (表 4-3 1))
実施体制の整備	技術者の確保	・維持管理・更新等が円滑に行えるよう、社外の協力先を確保する。自社内で実施が可能な事項など、必要に応じ、育成も含め社内での技術者の確保も検討する。	国交省行動計画 (表 4-4 7(1))
	連携体制の構築	・必要に応じ、公的機関(国、市区町村等)との協力関係を構築する。	国交省行動計画 (表 4-4 7(2))

6-5. まとめ

道路などの交通インフラをはじめ、建造から数十年以上経過した様々な公共施設の老朽化が問題視されるようになり、関係官庁が対策を進めており、今後の進展が期待されます。

施設の老朽化は、放置しておけば事故に直結するものであり、施設の管理・運営事業者にとって重大な課題です。施設の管理・運営事業者においては、本稿で例示したように、国の取組状況から自社が取り組むべき点を学び、施設の老朽化に伴う事故の未然防止に取り組むことが望まれます。

■製品安全コンサルティングのご案内

東京海上グループの東京海上日動リスクコンサルティング(株)は、2,000件以上にのぼる製品安全・PLコンサルティング実績や長年蓄積したノウハウを活かし、高度なコンサルティングを提供します。

今号でご紹介した記事に関連する、海外法令調査・対応支援、リコール／製品事故対応支援、製品安全体制・PLマネジメントシステム構築支援など幅広いメニューをご用意しております。

【主なソリューション】

- ・ 製品安全体制・PLマネジメントシステム構築
- ・ リコール／製品事故対応支援
- ・ 製品リスクアセスメント
- ・ 海外法令調査
- ・ 取扱説明書・警告表示コンサルティング
- ・ 会員制サービス（異業種交流型研究会・セミナーなどの情報提供）
- ・ 環境経営戦略策定支援

【お問い合わせ先】

東京海上日動リスクコンサルティング(株)

製品安全・環境事業部 製品安全マネジメント第一／第二グループ、CSR・環境グループ

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-2-1

<http://www.tokiorisk.co.jp/>

TEL : 03-5288-6583 FAX : 03-5288-6596

2014年7月号	<ul style="list-style-type: none"> ①2013年米国PL訴訟高額評決事例 ②仲裁条項による米国クラスアクションの排除に関する最近の判決 ③製品を業務使用した場合のイタリア製造物責任訴訟 ④世界の大気汚染問題 ⑤食品表示の見直しに向けた動き ⑥施設の老朽化問題に対する国の対応と、今後の事業者の取組みについて
2014年4月号	<ul style="list-style-type: none"> ①認証機関の責任に関するイタリアの判例 ②英国消費者権利法改正案におけるデジタルコンテンツの欠陥に対する事業者の責任 ③中国の個人情報における重要な1年 ④中国の消費者意識 ⑤フードディフェンス(食品防御)プログラム ～基本から計画立案まで～ ⑥若者の「使い捨て」が疑われる企業への重点監督実施状況
2014年1月号	<ul style="list-style-type: none"> ①米国自動車リコール発生時の通知を巡るNHTSAと自動車メーカーの争いについて ②トランス脂肪酸に関する規制と企業の対応 ③フランスおよび英国における消費者の権利の発展 ④医薬品製造物責任訴訟におけるドイツ憲法解釈について ⑤中国国家消費者権利保護法の改正 ⑥医薬部外品の健康被害による回収
2013年10月号	<ul style="list-style-type: none"> ①中国に拠点を置く企業が国際訴訟のディスカバリープロセスにおいて抱える課題 ②<米国>ジェネリック医薬品による損害と先発医薬品メーカーの責任 ③<EU>ドイツ製造物責任法における、いわゆる準製造者に関する判例 ④米国における化学工場の事故防止策等について ⑤ビッグデータの利活用にかかわるリスク ⑥自動車の安全・制御技術開発に伴うリスクの変化
2013年7月号	<ul style="list-style-type: none"> ①2012年米国PL訴訟高額評決事例 ②海外工場における大規模事故 ③<欧州>EU製品安全関連法令の改革 ④EUにおける廃棄物越境輸送規制とリコール製品の越境回収 ⑤最近の製品事故に関する訴訟 ⑥昇降機(エレベーター・エスカレーター)事故とその対策
2013年4月号	<ul style="list-style-type: none"> ①グローバルリコールポータルサイトの新設および製品安全・リコールに関するISO規格の策定 ②中国における「自家用自動車製品修理、交換、返品責任規定」 ③中国民事訴訟法改正の概要 ④フランスにおける環境損害に対する法の成立に向けた一歩 ⑤スペインにおける無体物に対する製造物責任の適用法令 ⑥イタリアにおける医薬品副作用被害に対する損害賠償請求訴訟
2013年1月号	<ul style="list-style-type: none"> ①イタリアにおける携帯電話電磁波訴訟 ②米国におけるステロイド剤注射が原因とみられる真菌感染症の拡大 ③米国における「ポップコーン肺」訴訟 ④米国におけるメロンの大規模食中毒 ⑤職場のパワーハラスメントの現状と対策 ⑥食品表示の一元化検討について
2012年10月号	<ul style="list-style-type: none"> ①健康シューズ(トーンニング・シューズ)に関する訴訟 ②EU個人情報保護規則案 ③上海市における「消費者権利保護条例」と新たに施行された「製品品質条例」について ④クラウドサービス利用におけるリスクと対策 ⑤陸上貨物運送事業における荷役災害防止策の推進について ⑥賠償リスクに関する意識調査(2012年度)
2012年7月号	<ul style="list-style-type: none"> ①米国における原告弁護士デジタル・マーケティング ②2011年米国PL訴訟高額評決事例 ③EUにおけるリコールガイドラインの改定 ④中国コノコフィリップス渤海原油流出事故 ⑤ミャンマーにおける製造物責任 ⑥機械に関する危険性等の通知促進について
2012年4月号	<ul style="list-style-type: none"> ①米国食品安全強化法:輸入業者、外国の供給業者に影響する規定の最新情報 ②米国アッパービッグランチ炭坑爆発事故の概要と企業の責任 ③人工股関節インプラント:米国におけるリコールと広域係属訴訟 ④ライセンサーが中国で直面する製造物責任問題 ⑤ベトナムで消費者権利保護法が制定 ⑥乳児用食品の表示基準の改正
2012年1月号	<ul style="list-style-type: none"> ①欧州における個人情報保護法と域外への情報開示 ②米国の消費者用製品安全データベースの運用状況 ③ロシアのPL事情 ④中国賠償リスクに関する意識調査 ⑤中国の訴訟環境を垣間見る ⑥第5回製品安全対策優良企業表彰
2011年10月号	<ul style="list-style-type: none"> ①中国「医療機器リコール管理弁法(試行版)」の施行 ②欧州におけるRoHS指令改正と企業への影響 ③英国におけるアスベスト訴訟に関する最新動向 ④欧米における裁判管轄権に関する最新動向 ⑤米国テキサス州における不法行為法改革の最新動向 ⑥消費者のための新たな訴訟制度創設に関する最新動向
2011年7月号	<ul style="list-style-type: none"> ①2010年米国PL訴訟高額評決事例 ②インドのPL訴訟環境 ③<日本>廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)の改正 ④中国における環境汚染の現状と対策 ⑤環境汚染訴訟で石油大手シェブロン社に対し約180億ドルの賠償命令 ⑥施設における防災対策
2011年4月号	<ul style="list-style-type: none"> ①米国食品安全近代化法の制定 ②中国消費者権利保護法の改正 ③<ドイツ>ダイオキシン汚染飼料による農業被害の拡大 ④韓国のリコール事情 ⑤「機械ユーザーへの機械危険情報の提供に関するガイドライン」の概要 ⑥誤飲・誤食リスクへの対策
2011年1月号	<ul style="list-style-type: none"> ①中国における法規制情報一環境および製造物責任に関してー ②EU環境責任指令と企業への影響 ③米国における大規模食品リコール ④東欧における工場設備等の老朽化・保全不良問題 ⑤オーストラリア消費者法の施行 ⑥第4回製品安全優良企業表彰

2010年10月号	<ul style="list-style-type: none"> ①<米国>不法行為法改革の最新動向とデータでみる州別訴訟環境 ②<米国>環境法令と環境関連訴訟事例 ③賠償リスクに関する意識調査(2010年度) ④消費者の視点に立ち企業活動を考える ⑤製品の警告・説明表示に関する問題 ⑥リコールハンドブック(2010)の概要と企業に求められる対応
2010年7月号	<ul style="list-style-type: none"> ①<米国>ビスフェノール-A(BPA)を取り巻く規制動向 ②<米国>ウォルマートが有害廃棄物の保管・整備不備により責任を問われ、カリフォルニア州と2,760万ドルの和解 ③基本シリーズ① 欧州法令 ④<EU>製造物責任訴訟の提訴期限に関する最新動向 ⑤2009年度の製品リコール状況 ⑥幼児の製品事故の現状と事業者の対応について
2010年4月号	<ul style="list-style-type: none"> ①<欧州>RAPEXの行政機関向け新ガイドラインと企業の対応策 ②<欧州>欧州委員会が新機械指令の適用に関するガイドを公表 ③<イングランド/ウェールズ>暫定損害賠償の概要と事業者の賠償責任リスクに及ぼす影響 ④<米国>住宅用建材等に起因する大規模訴訟 ⑤<米国>純粋経済損失の法理論と最新判例 ⑥<食品>異物混入事故対策のポイント
2010年1月号	<ul style="list-style-type: none"> ①<米国>最新のPL訴訟動向 ②ナノ材料をめぐるリスクと企業における対応 ③<欧州>アスベスト訴訟の現状 ④<中国>不法行為法の成立と製造物責任への影響 ⑤消火器破裂事故例と英米における消火器関連規制 ⑥第3回製品安全対策優良企業表彰
2009年10月号	<ul style="list-style-type: none"> ①欧州の直近リコール状況～RAPEX 年次レポートの分析～ ②EUの一般製品安全指令下における通知義務の新技术法“Business Application”の概要と問題点 ③<米国>ピーナッツ製品の大規模リコール ④<米国>外国メーカーへの損害賠償請求を容易にする法案が提出される ⑤<米国>e-discoveryの最新動向 ⑥消費者庁発足 ⑦PCB 廃棄物をめぐるリスクマネジメントの重要性
2009年8月号	<ul style="list-style-type: none"> ①<米国>FDA承認の警告ラベルについて連邦法の黙示的専占を否定 ②中国で食品安全法がスタート ③施工計画の不備に起因する事故例と対策のポイント ④景品表示法違反の影響 ⑤「リスクコミュニケーション」活動
2009年4月号	<ul style="list-style-type: none"> ①<EU>欧州委員会が消費者保護強化のための政策提案書を公表 ②<英国>イングランド・ウェールズ民事司法評議会がアメリカ式成功報酬制度の導入および弁護士報酬の敗訴者負担制度の廃止を支持 ③消費者契約法等一部改正により消費者団体訴訟制度を導入 ④福祉用具製造の注意点 ⑤製品の経年劣化についての対処法 ⑥リコールに関する意識調査
2009年1月号	<ul style="list-style-type: none"> ①リスク管理の一環としての契約書内容管理 -「Hold harmless 条項」について- ②視覚障がい者とWeb アクセシビリティ ③中国のメラミン汚染事件に対するEUの対応 ④土壌汚染リスクの新たな側面 ⑤製品安全に関する好取組み事例-第2回製品安全対策優良企業経済産業大臣表彰-
2008年10月号	<ul style="list-style-type: none"> ①米国消費者製品安全性向上法(CPSIA)が成立 ②<英国>製品/サービスによる死亡事故に無制限の罰金刑 ③<EU>製品リコールを取巻く環境変化について -EU向け製品の輸出事業者が留意すべきこと- ④<EU>新機械指令に対応するために ⑤賠償リスクに関する意識調査(2008年度) ⑥製品事故対応と製品安全取組み評価 -平成19年度「製品安全基準の整備報告書」-
2008年7月号	<ul style="list-style-type: none"> ①住宅瑕疵担保履行法の制定と住宅事業者の義務 ②米国における肥満訴訟の動向 ③「食品業界の信頼性向上自主行動計画」策定の手引き～5つの基本原則」の概要 ④イングランドおよびウェールズにおける「第三者による訴訟費用提供」 ⑤米国消費者製品安全委員会法改正をめぐる動き ⑥EUにおける製品(goods)に関する総合的な政策導入の動き
2008年4月号	<ul style="list-style-type: none"> ①米国における電磁波訴訟の現状-携帯電話に関するPL訴訟 ②連邦民事訴訟規則改正後のe-discovery動向と対応実務(アメリカ) ③消費者用製品を対象としたEUにおける新たなリスク評価ガイドライン案 ④各国のPLを取り巻く最近の動向 ⑤リコールハンドブックの改訂とその概要 ⑥産業機器のメンテナンスにおけるリスクと企業の対応
2008年1月号	<ul style="list-style-type: none"> ①消費生活用製品安全法の改正-長期使用製品安全点検制度、表示制度の創設 ②2007年の製品リコール社告の状況 ③EUの化学物質規制 REACHの実施に向けた動き ④GHSをめぐる国内外の状況 ⑤欧州・米国における「中国製」問題 ⑥中東・東ヨーロッパ各国のPL事情
2007年10月号	<ul style="list-style-type: none"> ①消費生活用製品安全法改正後の動向 ②「国民生活における安全・安心の確保策に関する意見」の概要 ③アジア・オセアニア各国のPL事情 ④消費者の紛争解決および救済に関するOECD勧告 ⑤欧米のPL訴訟における準拠法と裁判地に関わる動向 ⑥米国における製造物責任とナノテクノロジー
2007年7月号	<ul style="list-style-type: none"> ①レジャー施設における想定事故例と事故対策ポイント ②中国における消費者協会の重要性とその動向 ③アジア各国におけるPL事情 ④EUにおける集団訴訟をめぐる最新動向 ⑤EU環境責任指令の施行 ⑥地球温暖化対策をめぐる最近の米国の訴訟動向

2007年4月号	<ul style="list-style-type: none"> ①個人情報保護法施行から2年 ②食品を取り巻くリスクと企業の対応 ③製品危険に関する海外政府機関への報告・通知義務 ④ANSIの新しい取扱説明書作成規格 ⑤EUにおける製品安全規制の統一の動き ⑥中国における製薬会社の製造物責任
2007年1月号	<ul style="list-style-type: none"> ①消費生活用製品安全法の改正 一事故報告義務の導入とリコール実施努力義務の新設 ②部品・原材料に起因するリコールの状況と対応 ③欧州PL指令に関する第3次報告書 ④新たな化学物質規制(REACH)の導入 ⑤中国のリコール制度 ⑥米国PL訴訟における企業の積極的な防御姿勢
2006年10月号	<ul style="list-style-type: none"> ①製造物責任法施行から10年 ②製品リコールの状況 ③賠償リスクに関する意識調査 ④集団訴訟関連動向(ヨーロッパ) ⑤リコール法制度強化の影響(ヨーロッパ) ⑥訴訟手続きの新たな企業負担(アメリカ)



TOKIOMARINE
NICHIDO